

資料編

- I 策定経過
- II 策定体制
- III 国の障がい者制度に関する動き
- IV 県内の障がい児者の動向
- V 意見聴取結果
- VI 第4期熊本県障がい者計画
「くまもと・夢・障がい者プラン」の総括
- VII パブリックコメントの結果

I 策定経過

計画の策定にあたっては、障がいのある人自らが計画策定に参画するよう、障がい当事者が参画する熊本県障害者施策推進審議会において計画の総論を検討するとともに、審議会に生活支援、社会参画及び環境整備の3つの分科会を設け、審議会委員のほか3つの障がい者団体の代表にも委員として参画していただき、計画の各論について、障がいの視点を踏まえた専門的かつ具体的な検討を行いました。

また、障がいのある人を対象にしたアンケートや、障がい者団体との意見交換会を実施し、障がい種別ごとの生活実態やニーズなどについて幅広く意見を聴取しました。

期日	内 容
平成25年10月21日	平成25年度第2回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の策定について（策定方針、策定スケジュール等）
平成26年 3月24日	第1回合同分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の策定について ・第5期熊本県障がい者計画に係る意見交換
平成26年 5月21日	平成26年度第1回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況について ・第5期熊本県障がい者計画の体系（案）について
平成26年 5月21日	平成26年度第1回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況について ・第5期熊本県障がい者計画の体系（案）について
平成26年 6月 ～7月	障がい児者アンケート調査
平成26年 6月 4日	第2回環境整備分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 6月 5日	第2回生活支援分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 6月 6日	第2回社会参画分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 7月 ～8月	障がい者団体との意見交換会 （計6回開催。その他、個別に3団体を訪問して意見交換）

期日	内 容
平成26年 8月 1日	第3回生活支援分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について
平成26年 8月 5日	第3回環境整備分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について
平成26年 8月 6日	第3回社会参画分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について
平成26年 9月 2日	平成26年度第2回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画に関する意見聴取結果について ・第5期熊本県障がい者計画について（これまでの検討状況）
平成26年11月25日	平成26年度第3回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画（素案）について
平成26年 月 日 ～平成27年 月 日	パブリック・コメント実施
平成27年 月 日	平成26年度第4回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画（最終案）について

II 策定体制

◎ 審議会会長			※50音順
区分	氏名	所属・職	分科会所属
熊本県障害者施策推進審議会委員・同分科会委員	あいざわ あきのり 相澤 明憲	熊本県精神保健福祉協会理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本学園大学社会福祉学部准教授	生活支援（座長）
	◎ いしはし としろう ◎ 石橋 敏郎	熊本県立大学総合管理学部教授	環境整備（座長）
	いわざき ちえこ 岩崎智枝子	熊本県障害児・者親の会連合会理事	生活支援
	おかべ えみこ 岡部恵美子	熊本県身体障害者福祉団体連合会会長 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援
	かみかわ ゆきとし 上川 幸俊	熊本県教育委員会事務局教育指導局長	社会参画
	きくち てっぺい 菊池 哲平	熊本大学教育学部准教授	社会参画（座長）
	くすのき たつまさ 楠 達雅	熊本県精神障害者団体連合会副会長	社会参画
	たかき けんじ 高木 健次	熊本県議会厚生常任委員会委員長	環境整備
	たかもと ひろとし 高本 弘敏	大津町住民福祉部福祉課長	環境整備
	たけだ つとむ 竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会常務理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	たなか ちか 田中 智香	熊本リハビリテーション病院医師 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援
	つだ しろう 津田 史朗	熊本県精神障害者福祉会連合会会長	環境整備
	ながひろ ゆき 長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会幹事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	なんま かず しげ 南摩 一隆	厚生労働省熊本労働局職業安定部長	社会参画
	にしざか ちかこ 西坂千賀子	熊本県知的障がい者施設協会理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	ひろた だいさく 廣田 大作	熊本県社会福祉協議会常務理事	環境整備
	ふくおか しゅんこ 福岡 順子	熊本県自閉症協会事務局長	社会参画
	まつなが かずはる 松永 和治	熊本県手をつなぐ育成会常務理事	社会参画
	みうら たかこ 三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会会長	社会参画
みやがわ こうへい 宮川 光平	熊本県精神保健福祉協会理事 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援	
みやた きよし 宮田喜代志	熊本県中小企業家同友会障がい者雇用支援委員会幹事長	社会参画	
もがみ たいちろう 最上太一郎	熊本県知的障がい者施設協会副会長 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援	
やまさき ひろのぶ 山崎 広信	熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課長	生活支援	

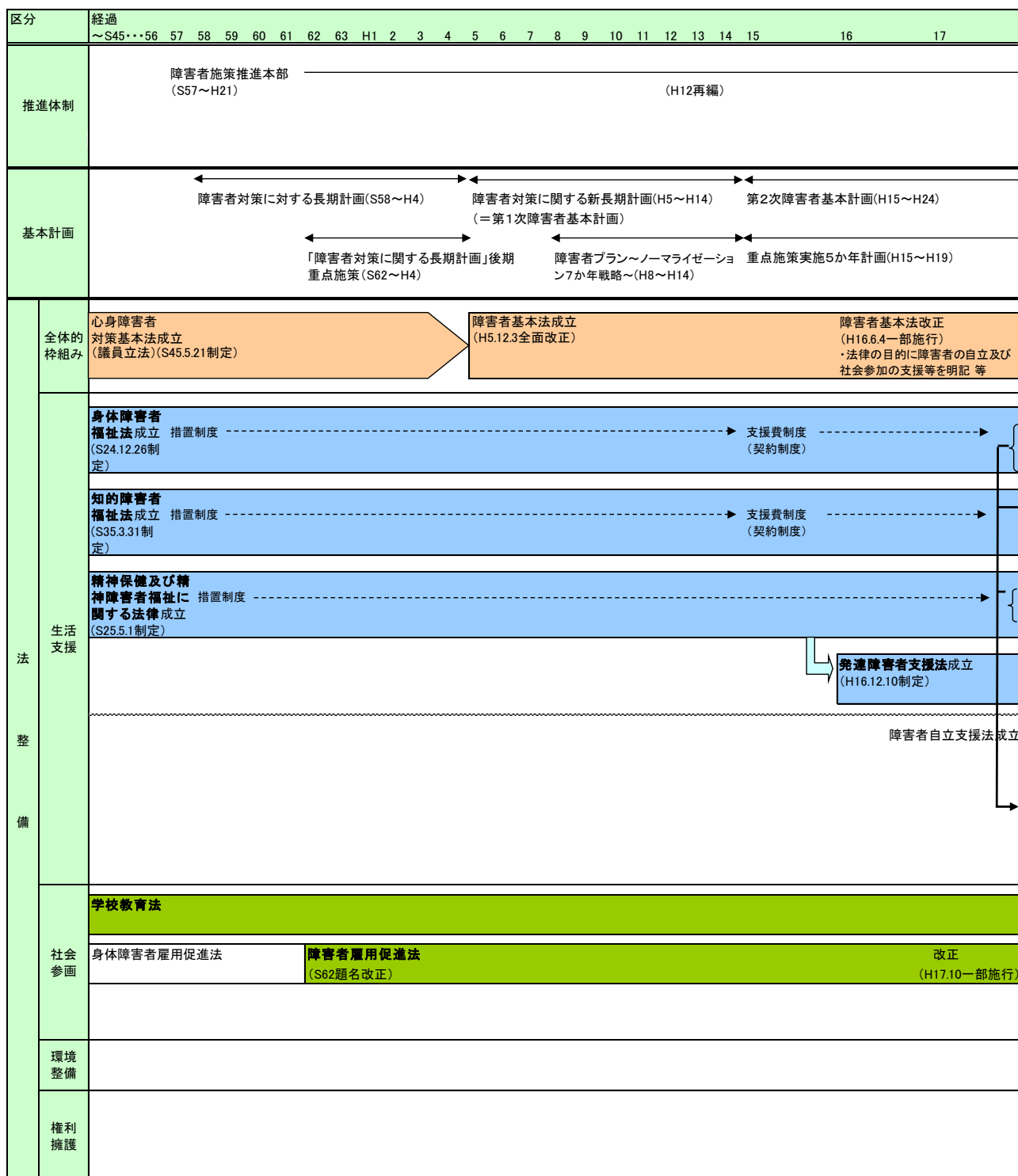
※50音順

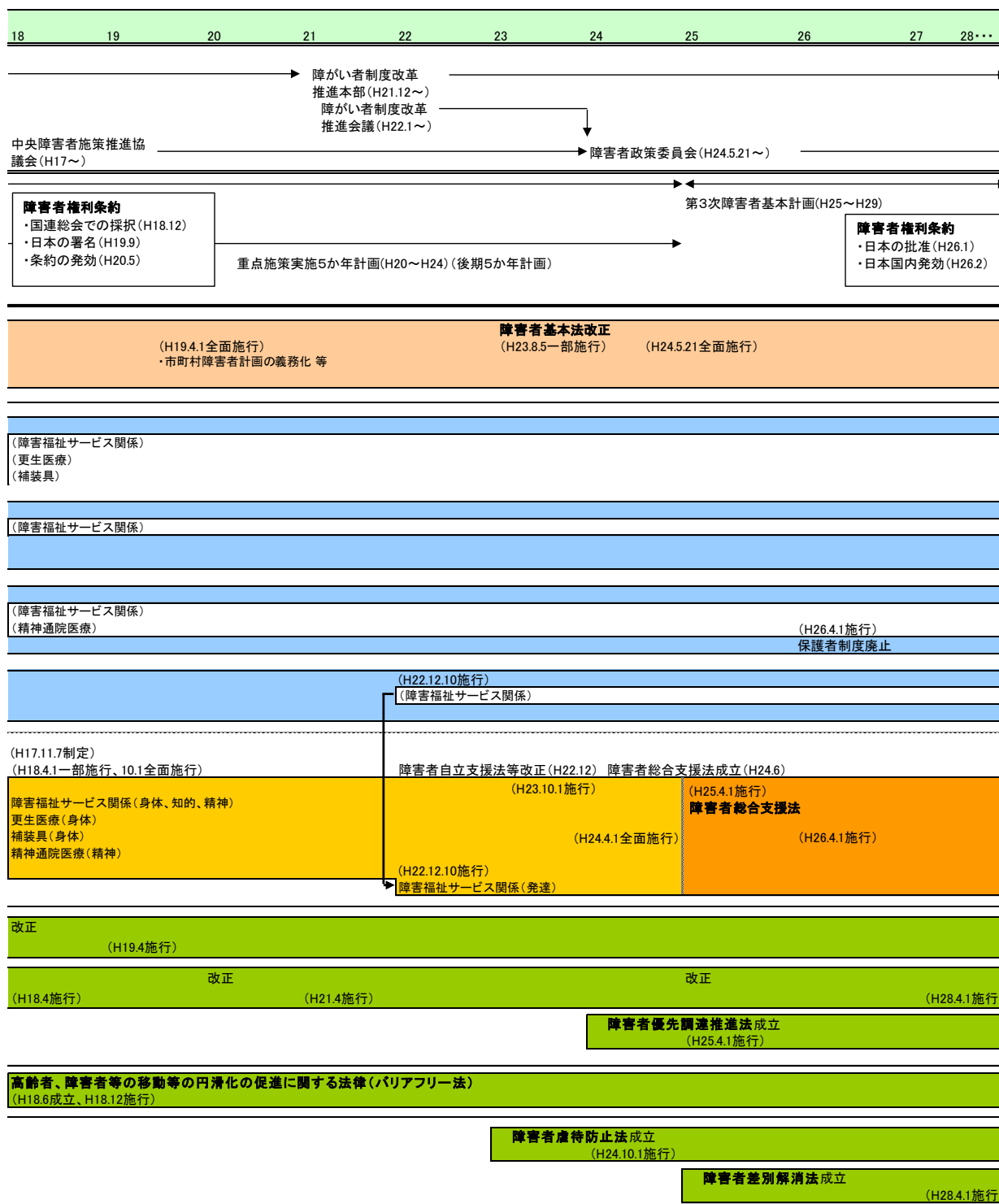
区分	氏名	所属・職	分科会所属
分科会委員	しんじょう いくと 新城 育子	熊本県視覚障がい者福祉協会・団体会長	環境整備
	なかやま やすお 中山 泰男	熊本難病・疾病団体協議会代表幹事	生活支援
	まつなが あきら 松永 朗	熊本県ろう者福祉協会常務理事	社会参画

【参考：熊本県障害者施策推進審議会分科会出席課】

部名	関係課名
知事公室	広報課
	危機管理防災課
企画振興部	交通政策課
健康福祉部	健康福祉政策課
	福祉のまちづくり室
	社会福祉課
	子ども未来課
	障がい者支援課
	医療政策課
	健康づくり推進課
環境生活部	消費生活課
商工観光労働部	労働雇用課
	産業人材育成課
農林水産部	農林水産政策課
土木部	道路保全課
	景観公園室
	建築課
	住宅課
出納局	管理調達課
警察本部	生活安全企画課
	通信指令課
教育庁	特別支援教育課

Ⅲ 国の障がい者制度に関する動き





第4期計画策定後（平成23年度以降）の主な法整備

※法律の説明は80～81ページの表の順番、施行年月は主な施行に関するもの

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）、施行（平成24年5月）
 - ・ 障害者の定義の見直し（障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）
 - ・ 地域社会における共生の原則化 など

- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）、施行（平成25年4月、平成26年4月）
 - ・ 障害者自立支援法の法律名を障害者総合支援法に変更
 - ・ 障害者の範囲に難病等を追加
 - ・ 重度訪問介護の対象拡大
 - ・ 障害支援区分の創設
 - ・ ケアホームのグループホームへの一元化 など

- 障害者虐待防止法の制定（平成23年6月）、施行（平成24年10月）
 - ・ 障害者に対する虐待の禁止
 - ・ 虐待発見者の通報義務
 - ・ 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの設置など

- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）、施行（平成28年4月予定）
 - ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務）
 - ・ 差別の解消の推進に関する基本方針等を策定
 - ・ 国等職員対応要領、事業者のための対応指針の策定 など

- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）、施行（平成28年4月予定）
 - ・ 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 事業主による合理的配慮の提供義務（過度な負担を及ぼす場合を除く） など

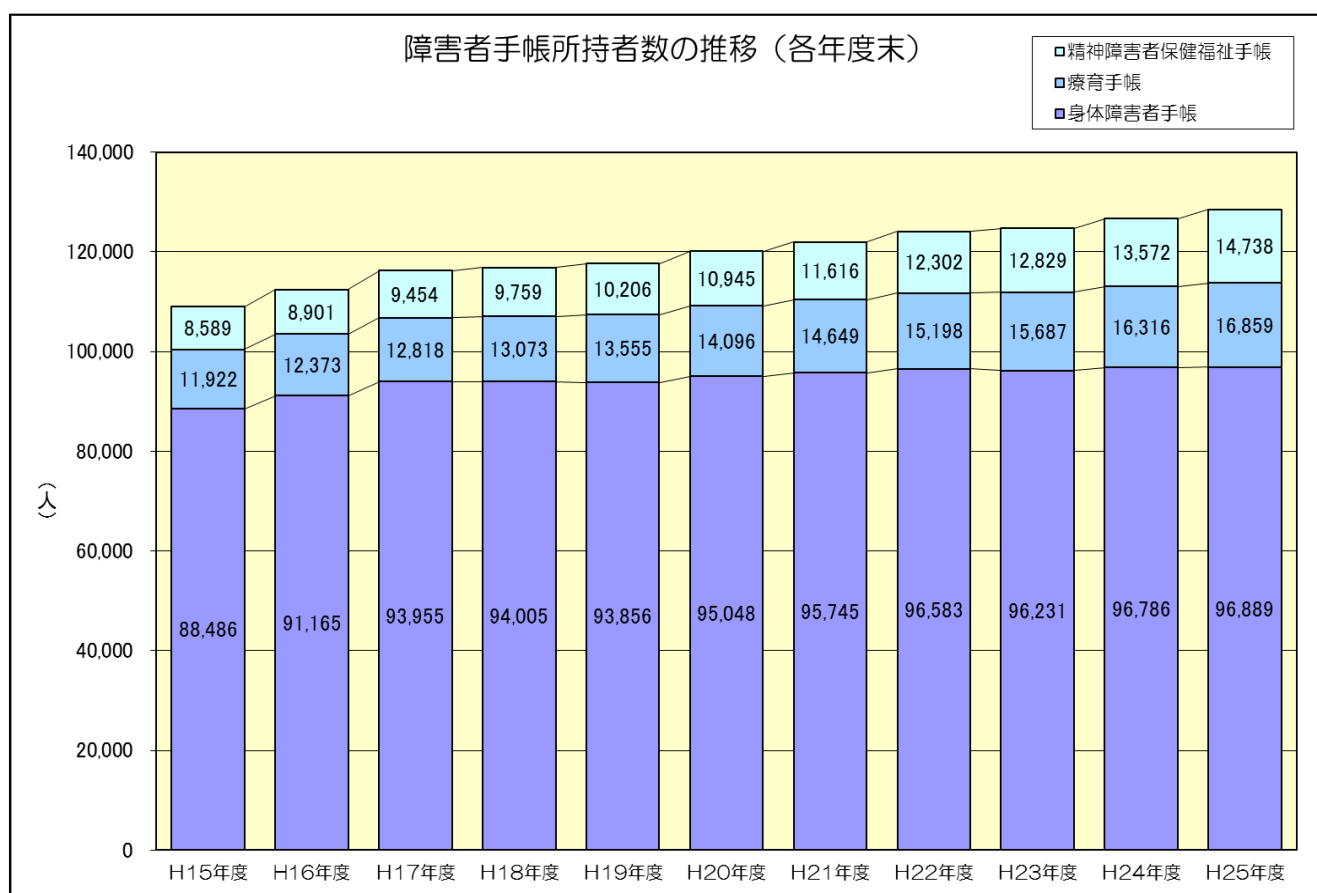
- 障害者優先調達法の制定（平成24年6月）、施行（平成25年4月）
 - ・ 公契約における障がい者の就業を促進するための措置
 - ・ 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供 など

IV 県内の障がい児者の動向

熊本県内の障害者手帳所持者数は、平成25年度末現在、身体障がい96,889人、知的障がい16,859人、精神障がい14,738人の計128,486人で、県人口の7.2%を占めています。全国における割合は5.4%であることから、全国と比較すると高い割合になっています。

(※) H24末時点の数値であり、H25末(H26.12月頃公表予定)に更新予定

10年前(平成15年度末時点)と比較して、合計で17.9%(19,489人)増加しており、障がい別では、身体は9.5%(8,403人)、知的は41.4%(4,937人)、精神は71.6%(6,149人)の増加と、特に精神障がいの伸びが大きくなっています。



【手帳所持者総数】

(各年度末現在、単位：人)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総数	108,997	112,439	116,227	116,837	117,617	120,089	122,010	124,083	124,747	126,674	128,486

【県人口に占める割合】

(各年度末現在)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
身体障害者手帳	4.79%	4.94%	5.12%	5.14%	5.15%	5.24%	5.29%	5.33%	5.32%	5.37%	5.40%
療育手帳	0.64%	0.67%	0.70%	0.72%	0.74%	0.78%	0.81%	0.84%	0.87%	0.91%	0.94%
精神障害者保健福祉手帳	0.46%	0.48%	0.52%	0.53%	0.56%	0.60%	0.64%	0.68%	0.71%	0.75%	0.82%
計	5.89%	6.09%	6.34%	6.39%	6.46%	6.62%	6.74%	6.85%	6.90%	7.03%	7.18%

(1) 身体障がい児者

①身体障害者手帳所持者数（障がい等級・年齢別）

身体障害者手帳を所持している人は、平成25年度末現在96,889人で、平成15年度から25年度までの10年間で8,403人（9.5%）増加しています。

等級別では、1級・2級の重度障がい者が42,974人（44.4%）と最も多く、中でも最も重度の1級の重度障がい者が29,288人と全体の30.2%を占めており、その数も、10年間で3,417人（13.2%）増加しています。

また、年齢別（熊本市を除く。）では、65歳以上の高齢者が占める割合が、8年前（平成17年度末時点）は70.8%であったのに対し、平成25年度末には74.8%となっており、身体障がい者の高齢化が進んでいます。

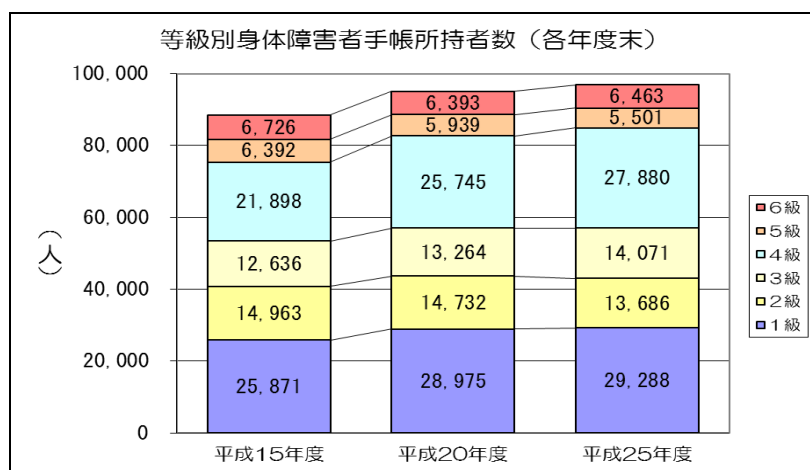
【身体障害者手帳所持者数（各年度末）】

（各年度末現在、単位：人）

		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		88,486	95,048	96,889	100.0%	8,403	9.5%
等級別	重度（1級・2級）	40,834	43,707	42,974	44.4%	2,140	5.2%
	中度（3級・4級）	34,534	39,009	41,951	43.3%	7,417	21.5%
	軽度（5級・6級）	13,118	12,332	11,964	12.3%	△1,154	△8.8%
年齢別	18歳未満	774	733	689	1.0%	△85	△11.0%
	18歳以上65歳未満 ^(※)	19,073	18,300	15,894	24.2%	△3,179	△16.7%
	65歳以上	48,113	49,291	49,228	74.8%	1,115	2.3%

（※）平成17年度以降のデータしかないため、平成17年度のデータを記載。そのため、増減はH17-H25までの8年間

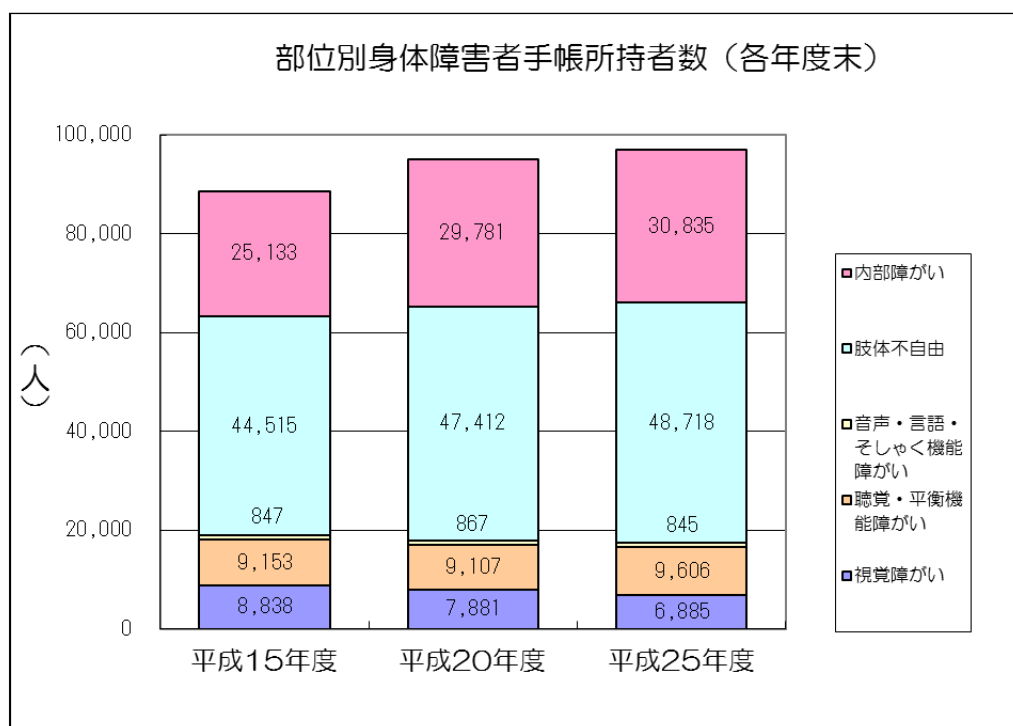
平成23年度以前については、熊本市の年齢別データが存在しないため、各年度の「年齢別」については熊本市分を除いたデータを記載。そのため総数とは一致しない



②身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

部位別では、肢体不自由が48,718人(50.3%)と最も多く、次いで内部障がい30,835人(31.8%)、聴覚・平衡機能障がい9,606人(9.9%)、視覚障がい6,885人(7.1%)、音声・言語・そしゃく機能障がい845人(0.9%)の順となっています。

部位別の伸びでは、平成15年度から25年度までの10年間で、内部障がいが増加の22.7%と大きく伸びており、次いで肢体不自由が9.4%の増加となっています。



(2) 知的障がい児者

①療育手帳所持者数（障がい程度別・年齢別）

療育手帳を所持している人は、平成25年度末現在16,859人で、平成15年度から25年度までの10年間で4,937人(41.4%)増加しています。

程度別では、重度(A1・A2)が6,903人、中軽度(B1・B2)が9,956人で、10年前(平成15年度末時点)と比較して、重度が18.7%(1,089人)、中軽度が63.0%(3,848人)の増加となっています。

また、年齢別では、18歳未満の障がい児が10年前と比較すると1,718人(64.1%)増えており、知的障がい児の数が年々増加しています。併せて、65歳以上の高齢者が占める割合が、4年前(平成21年度末時点)は9.5%であったのに対し、平成25年度末には10.2%となっており、知的障がい者の高齢化が進んでいます。

【療育手帳所持者数（各年度末）】

（各年度末現在、単位：人）

		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		11,922	14,096	16,859	100.0%	4,937	41.4%
程度別	重度（A1・A2）	5,814	6,509	6,903	40.9%	1,089	18.7%
	中・軽度（B1・B2）	6,108	7,587	9,956	59.1%	3,848	63.0%
年齢別	18歳未満	2,682	3,649	4,400	26.1%	751	20.6%
	18歳以上65歳未満	9,240	(※) 9,605	10,741	63.7%	1,136	11.8%
	65歳以上		1,395	1,718	10.2%	323	23.2%

(※)平成21年度以降のデータしかないため、平成21年度のデータを記載。そのため、増減はH21-H25までの4年間

（3）精神障がい者

①精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成25年度末現在14,738人で、平成15年度から25年度までの10年間で6,149人（71.6%）増加しています。

等級別では、1級が3,800人、2級が9,445人、3級が1,493人で、10年前（平成15年度末時点）と比較して、1級が4.6%の増加、2級は約2倍、3級は約4.5倍と大きく増加しています。

また、年齢別では、65歳以上の高齢者が占める割合が、8年前（平成17年度末時点）は22.1%であったのに対し、平成25年度末には23.7%となっており、精神障がい者の高齢化が進んでいます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末）】

（各年度末現在、単位：人）

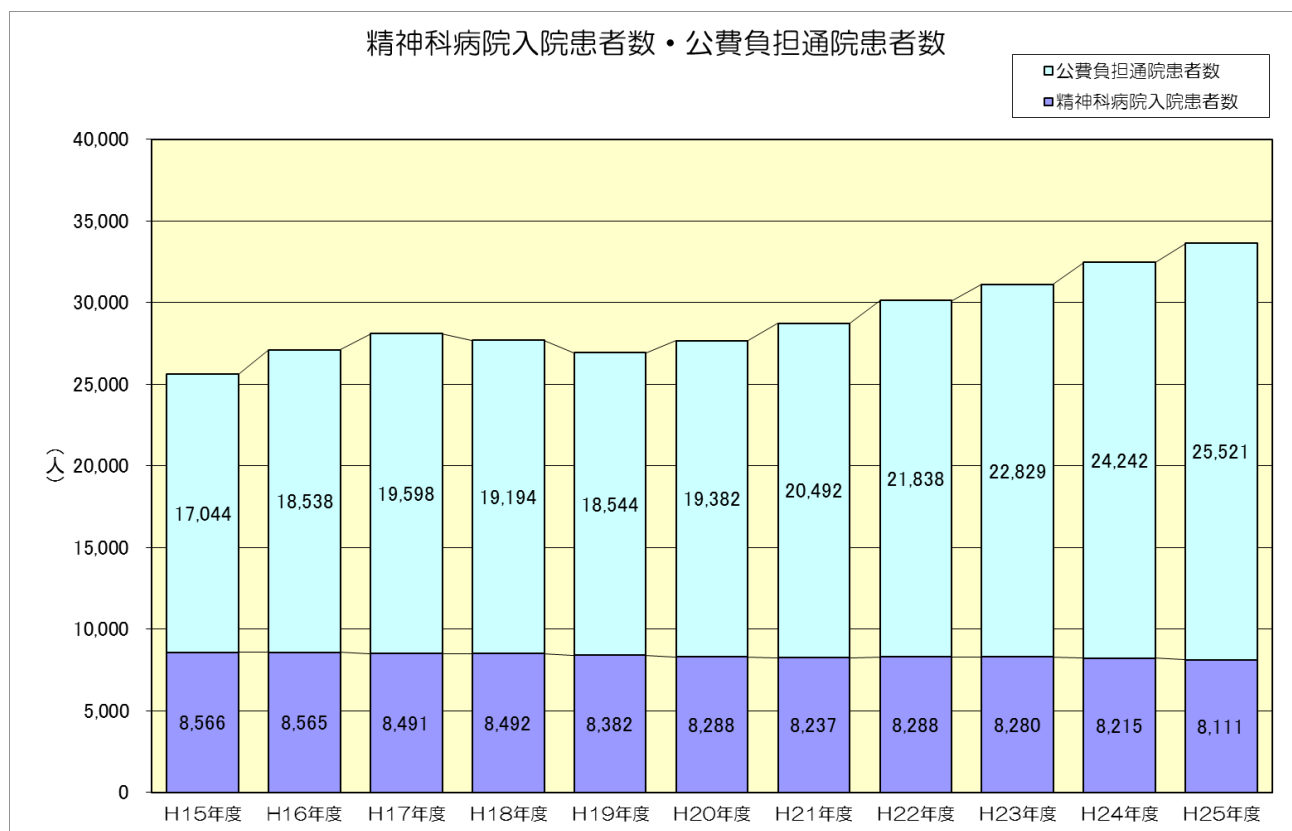
		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		8,589	10,945	14,738	100.0%	6,149	71.6%
等級別	1級	3,633	3,850	3,800	25.8%	167	4.6%
	2級	4,624	6,587	9,445	64.1%	4,821	104.3%
	3級	332	508	1,493	10.1%	1,161	349.7%
年齢別	18歳未満	22	24	115	0.8%	93	422.7%
	18歳以上65歳未満	(※) 7,347	8,387	11,136	75.5%	3,789	51.6%
	65歳以上	2,085	2,534	3,487	23.7%	1,402	67.2%

(※)平成17年度以降のデータしかないため、平成17年度のデータを記載。そのため、増減はH17-H25までの8年間

②通院医療費公費負担受給者数

精神科病院入院患者数はこの10年減少を続けており、通院医療費の公費負担を受給している通院患者数は、平成20年度以降増加傾向にあります。

【精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数（各年度末）】



（「精神科病院入院患者数」は各年度6月末現在、「公費負担通院患者数」は各年度末現在、単位：人）

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
				構成比	人数	増加率
総数	25,610	27,670	33,632	100.0%	8,022	31.3%
精神科病院入院患者数	8,566	8,288	8,111	24.1%	△ 455	△ 5.3%
公費負担通院患者数	17,044	19,382	25,521	75.9%	8,477	49.7%

(4) 発達障がい児者

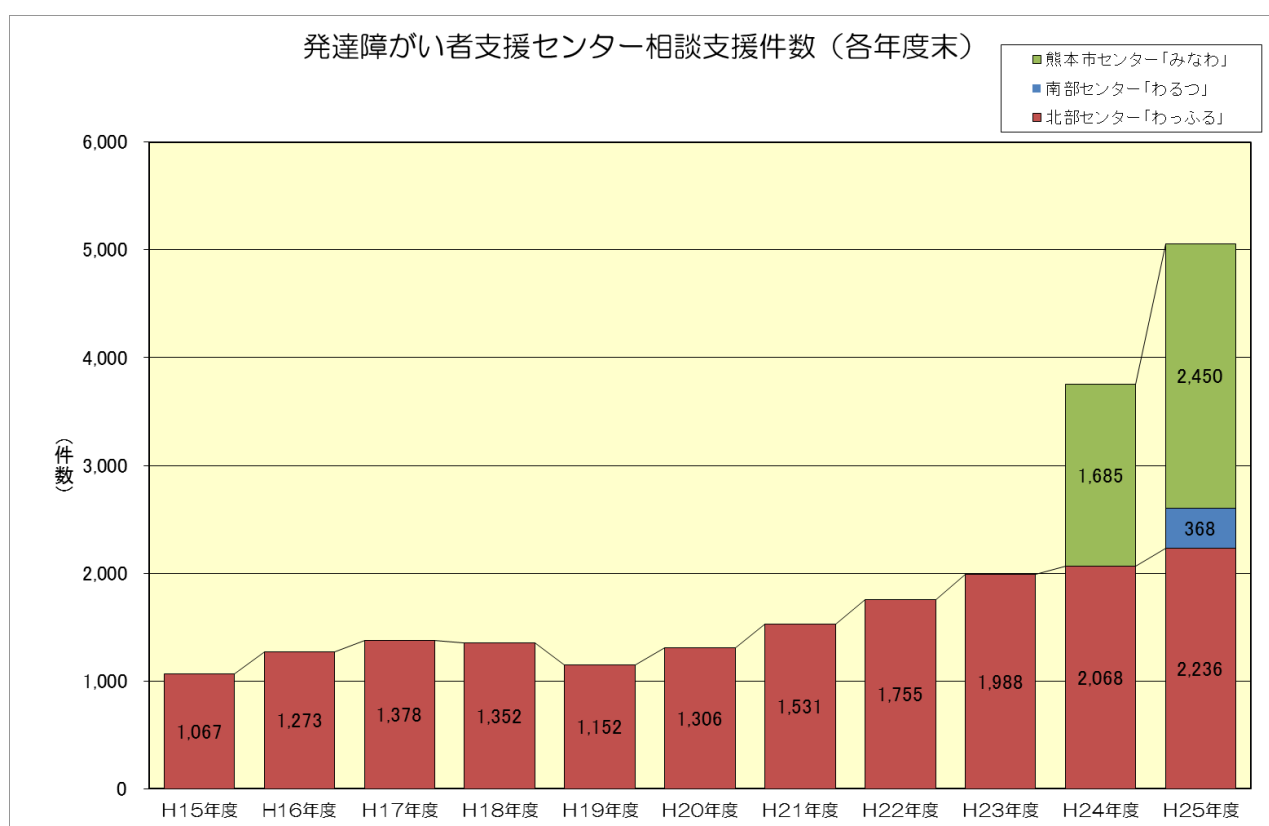
発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定され、発達障がい特性によっては日常生活又は社会生活に制限があり、

円滑な社会適応に向けた援助が必要な障がいとされています。

文部科学省が平成24年に実施した全国調査によると、公立の小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は約6.5%であり、また、熊本県の調査では、発達障がいのある児童生徒が多く学ぶ県内の自閉症・情緒障害児学級の児童生徒数がこの10年間で約6倍に増加しています。

同様に、県内の発達障がい者支援センターの相談支援件数は、平成15年度には1,067件であったのが、平成25年度には5,054件となり、10年間で約4.7倍に増加しています。

【県内の発達障がい者支援センター相談支援件数（各年度末）】



（各年度末現在、単位：件数）

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15—H25）	
				件数	増加率
総数	1,067	1,306	5,054	3,987	373.7%
熊本県北部発達障がい者支援センター （H14年10月設置）	1,067	1,306	2,236	1,169	—
熊本県南部発達障がい者支援センター （H25年10月設置）	—	—	368	368	—
熊本市発達障がい者支援センター （H24年4月設置）	—	—	2,450	2,450	—

(5) 重症心身障がい児者

「重症心身障がい」とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を言います。

熊本県と熊本市が平成25年度に実施した調査では、県内の重症心身障がい児者の数(※)は1,338人です。

(※) 身体障害者手帳1級もしくは2級(ただし肢体不自由に限る。)と、療育手帳A1もしくはA2を併せ持つ人の合計。

【重症心身障がい児者数(平成25年8月1日現在)】

(H25.8.1現在、単位：人)

	人数	構成比
総数	1,338	100.0%
障がい児(18歳未満)	389	29.1%
障がい者(18歳以上)	949	70.9%

(6) 強度行動障がい児者

「強度行動障がい」とは、直接的他害(噛みつき、頭突き等)や間接的 he 害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇が困難な状態を言います。

熊本県が平成25年度に実施した調査では、県内の障がい児者の入所施設及び通所サービス事業所等に調査票を送付し、480人の回答を得ました。

【強度行動障がい児者数(平成25年9月1日現在)】

(H25.9.1現在、単位：人)

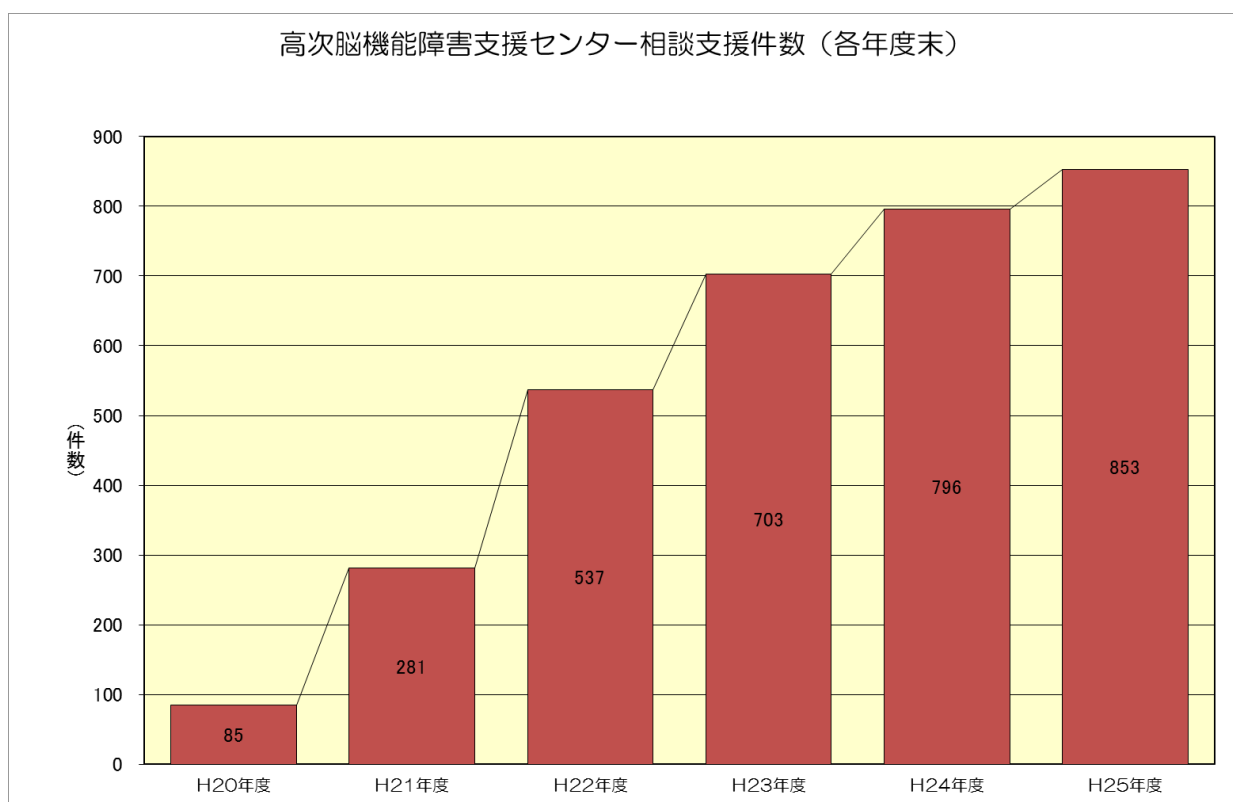
	人数	構成比
総数	480	100.0%
障がい児(18歳未満)	28	5.8%
障がい者(18歳以上)	452	94.2%

(7) 高次脳機能障がい者

「高次脳機能障がい」とは、交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を言いますが、症状の内容や程度は多様であることから、障がい者の数の把握はできていません。

熊本県高次脳機能障害支援センターの相談支援件数は、平成20年度には85件（10か月間）であったのが、平成25年度には853件となり、5年間で約10倍に増加しています。

【高次脳機能障害支援センター相談支援件数（各年度末）】



（各年度末現在、単位：件数）

	H20年度	H25年度	5年間増減（H20－H25）	
			件数	増加率
熊本県高次脳機能障害支援センター （H20年7月設置）	85	853	768	903.5%

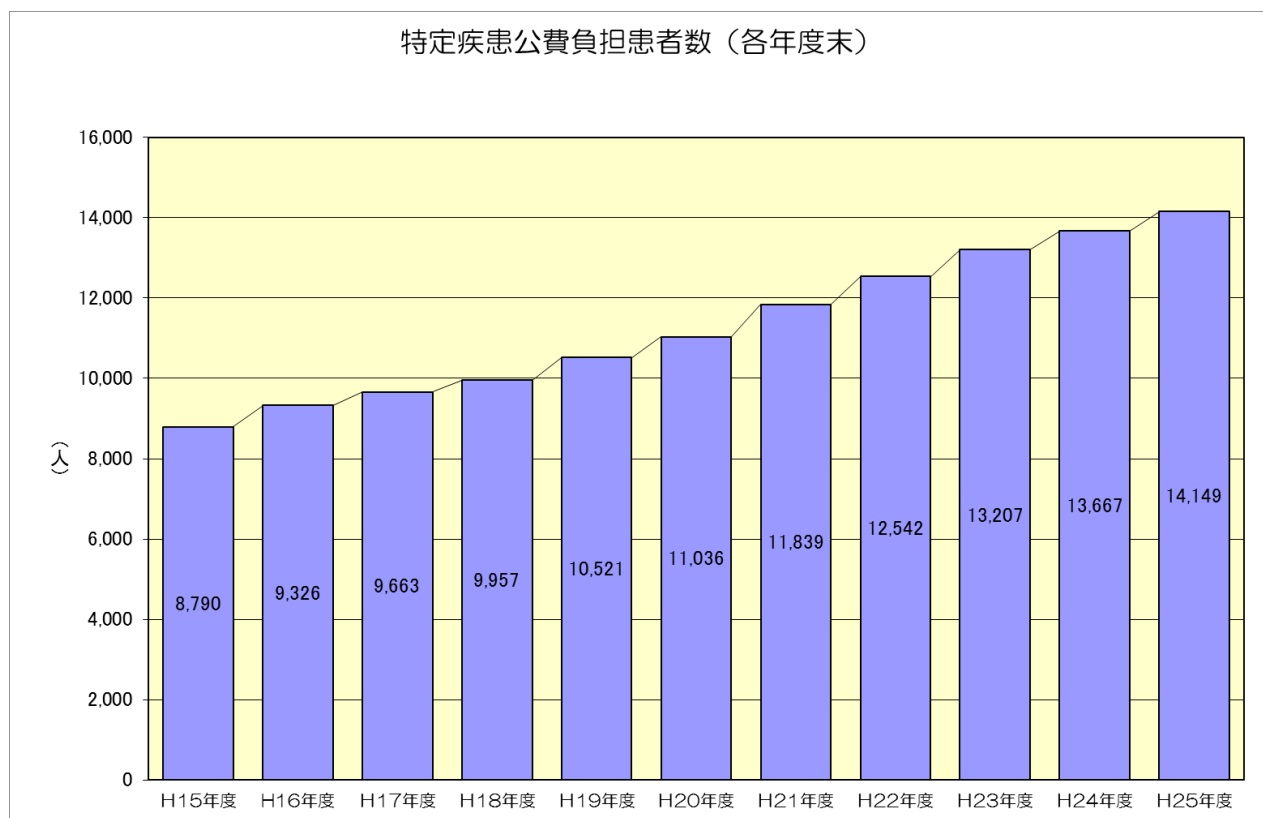
(8) 難病

「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、疾病にかかることにより長期にわたり療養が必要となる状態を言います。

特定疾患公費負担患者数（医療費の公費負担対象である疾病に限る。）は、平成25年度末現在 14,149 人（56 疾病）で、平成15年度（45 疾病）から25年度までの10年間で5,359 人（61.0%）増加しています。

今後は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行され、医療費の公費負担対象疾病数が平成27年夏頃には約300 疾病となることから、患者数は大幅に増加する見込みです。

【特定疾患公費負担患者数（各年度末）】



(各年度末現在、単位：人)

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15－H25）	
				人数	増加率
総数	8,790	11,036	14,149	5,359	61.0%

【疾病別特定疾患公費負担患者数（平成25年度末）】

疾病番号	疾患名	患者数	疾病番号	疾患名	患者数
01	パーチェット病	292	29	膿疱性乾癬	25
02	多発性硬化症	241	30	広範脊柱管狭窄症	50
03	重症筋無力症	311	31	原発性胆汁性肝硬変	323
04	全身性エリテマトーデス	928	32	重症急性膵炎	20
05	スモン	18	33	特発性大腿骨頭壊死症	275
06	再生不良性貧血	166	34	混合性結合組織病	179
07	サルコイドーシス	365	35	原発性免疫不全症候群	20
08	筋萎縮性側索硬化症	163	36	特発性間質性肺炎	116
09	強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	850	37	網膜色素変性症	518
10	特発性血小板減少性紫斑病	405	38	プリオン病	6
11	結節性動脈周囲炎	220	39	肺動脈性肺高血圧症	64
12	潰瘍性大腸炎	2,488	40	神経線維腫症Ⅰ型／神経線維腫症Ⅱ型	89
13	大動脈炎症候群	74	41	亜急性硬化性全脳炎	3
14	ピュルガー病（バージャー病）	101	42	バット・キアリ（Budd-Chiari）症候群	2
15	天疱瘡	70	43	慢性血栓性肺高血圧症	36
16	脊髄小脳変性症	542	44	ライソゾーム病	15
17	クローン病	680	45	副腎白質ジストロフィー	5
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	6	46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
19	悪性関節リウマチ	71	47	脊髄性筋萎縮症	18
20	パーキンソン病関連疾患	2,039	48	球脊髄性筋萎縮症	18
21	アミロイドーシス	46	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	51
22	後縦靭帯骨化症	597	50	肥大型心筋症	144
23	ハンチントン病	8	51	拘束型心筋症	1
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	227	52	ミトコンドリア病	18
25	ウェゲナー肉芽腫症	28	53	リンパ管筋腫症（LAM）	12
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	647	54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
27	多系統萎縮症	201	55	黄色靭帯骨化症	45
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	3	56	間脳下垂体機能障害	309
				合計	14,149

V 意見聴取結果

(1) 障がい児者アンケート調査結果

今後の障がい者施策を推進するうえで、障がいのある人の日常生活や社会生活の実態やニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

県内の障がい者（身体・知的・精神・難病）に障がい者団体・市町村を通して調査票を送付。

●実施時期：平成26年6月～7月

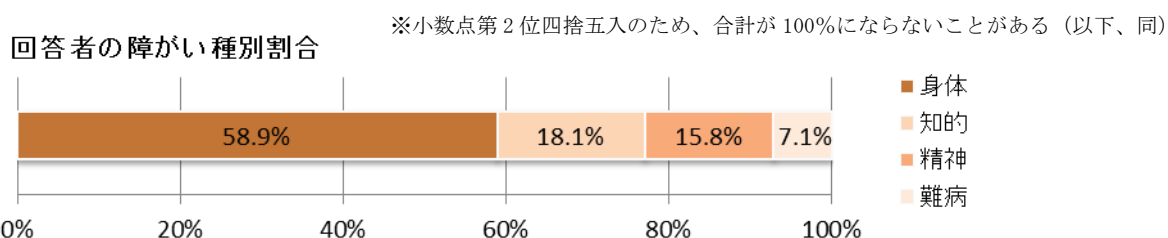
●調査対象者：1,402人

（県内の障害者手帳所持者の約1%及び特定疾患受給者証所持者112人）

●調査回答者：1,010人（回収率：72.0%）

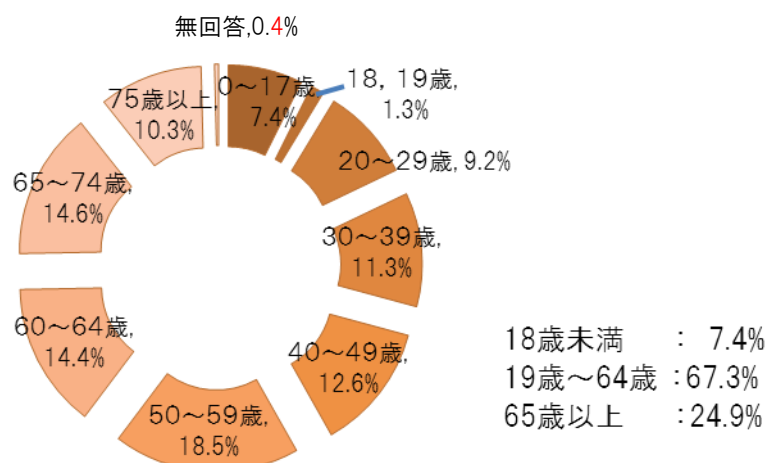
[回答者内訳]

◆障がい種別 身体 595人（58.9%）、知的 183人（18.1%）、
精神 160人（15.8%）、難病 72人（7.1%）



◆回答者別 本人 628人（62.2%）、本人以外 377人（37.3%）、
不明 5人（0.5%）

◆年齢構成

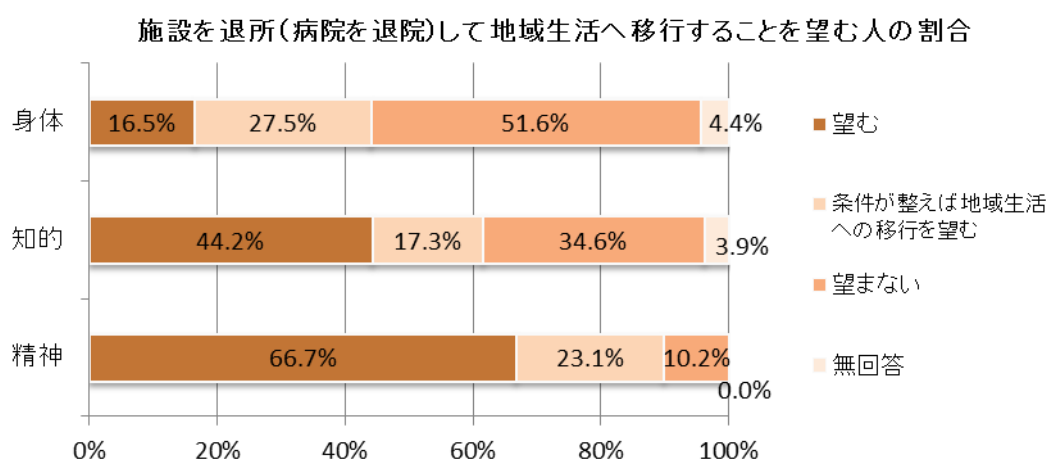


【調査結果】

調査結果は、分野別施策の構成に沿ってまとめています。(アンケート調査の設問の順番とは若干異なります。また、難病と精神については、設問によっては該当者が数名のため、障がい種別ごとの結果を記載していないものもあります。)

(1) 日常生活について

- 施設に入所又は病院に入院している人に地域生活への移行を望むか尋ねたところ、「望む」もしくは「条件を整えば地域生活への移行を望む」と回答した方の割合は、身体では44.0%（平成22年度に実施した前回調査42.4%）、知的では61.5%（同59.4%）、精神では89.8%（同79.4%）といずれも前回調査と比べて高くなっています。



- 地域生活への移行を望む人（「条件を整えば地域生活への移行を望む」と回答した人を含む）に、在宅で生活するために必要と思う条件を挙げてもらいました。

回答が多かった上位3項目は、

- ① 家事（料理、掃除、洗濯等）の支援がなされること（61.1%）
- ② 外出（買い物、通院等）時の付き添いがあること（46.3%）
- ③ 手当・年金制度が充実していること（45.4%） となっています。

※参考：前回調査

- ① 家事（料理、掃除、洗濯等）の支援がなされること（60.2%）
- ② 医療的ケアが受けられること（56.1%）
- ③ 手当・年金制度が充実していること（55.3%）

なお、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

	身体	知的	精神
①	家事の支援がなされること (75.0%)	家事の支援がなされること (56.3%)	家事の支援がなされること (48.6%)
②	・身辺介助の支援がなされること ・外出時の付き添いがあること ・医療的ケアが受けられること (いずれも 65.0%)	金銭管理に関する支援がなされること (43.8%)	・外出時の付き添いがあること ・手当・年金制度が充実していること (いずれも 37.1%)
③	—	家族又は同居人がいること (40.6%)	—

- 在宅の人が「身のまわりのことで困っていること」について、今回の調査では、障がい者（18歳以上）と障がい児（18歳未満）に設問を分けてお尋ねしました。

<障がい者>

障がい種別ごとに、最も多かった回答は次のとおりで、前回調査と同じでした。

[身体] 外出（買い物、通院等）(21.3%)（前回調査 24.1%）

[知的] 外出（買い物、通院等）、まわりの人との会話（意思疎通）
(いずれも 25.6%)（同いずれも 30.4%）

[精神] 生活費の工面 (29.2%)（同 37.8%）

[難病] 生活費の工面 (12.9%)

<障がい児>

身体 (78.3%)、知的 (70.7%) とともに、「将来について」が最も多い項目でした。

続いて、「まわりの人との会話（意思疎通）」、「障がいや病気等についてのこと」となっています。

- 将来に対する不安、悩みで多かったものは、

① 健康面の不安 (49.4%)

② 生活費の面での不安 (40.5%)

③ 介護に対する不安 (23.9%)

となっています。

※参考：前回調査

① 健康面での不安 (53.8%)

② 生活費の面での不安 (40.8%)

③ 仕事に対する不安 (26.3%)

不安、悩みの上位2項目はいずれの障がいにおいても共通ですが、3番目は、

[身体] 介護に対する不安 (26.6%)

[知的] 対人関係（友人・仲間・異性・近隣等）に対する不安（27.9%）

[精神] 仕事に対する不安（36.3%）

[難病] 仕事に対する不安（18.1%）

となっています。

■ 困ったときに相談できる人、窓口として多かったものは次のとおりで、前回調査と同じでした。

① 家族・親族（66.9%）（前回調査 71.9%）

② 入所・通所している施設のスタッフ（36.4%）（前回調査 40.9%）

③ 友人・知人（27.6%）（前回調査 26.6%）

なお、「入院・通院している病院のスタッフ」が、精神では2番目に（48.8%）、難病では3番目に（12.5%）多くの回答がありました。

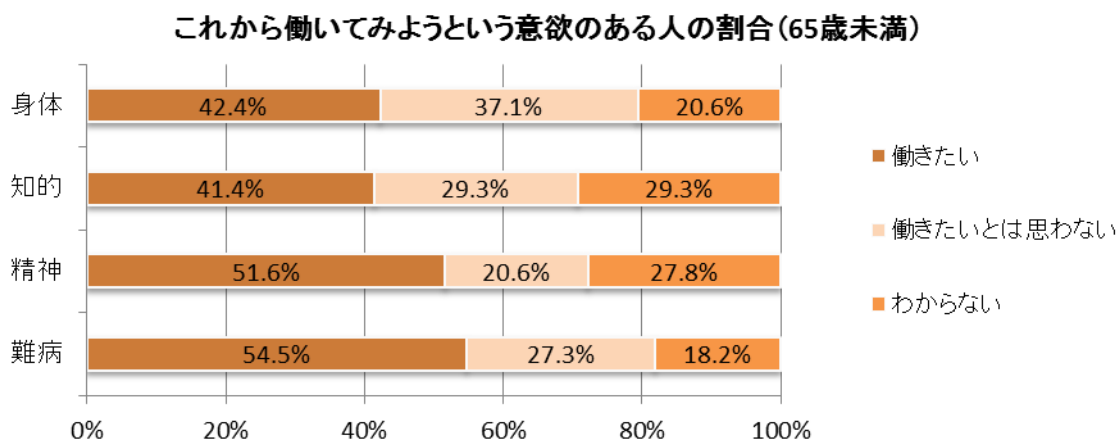
■ 障害福祉サービスの利用状況、その満足度等についてお尋ねしました。

	「満足している」割合が高かったサービス	「満足していない」割合が高かったサービス	
			主な理由
①	児童発達支援（81.3%）	同行援護や行動援護（26.9%）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数が少ない ・利用時間に地域格差がある ・家族と同居の場合の制限が厳しすぎであり、実態に即していない
②	生活介護 就労移行支援や就労継続支援 （いずれも 72.7%）	移動支援（24.0%）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村とのサービス格差がある ・支給量を増やしてほしい。親が高齢化したとき、子どもは一人では出られない ・利用幅を広げ、通所時や、映画や買い物等でも利用できるようになるとよい
③	—	日常生活用具の給付、貸与（21.8%）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数の設定が長いため、次の購入申請を短期間のうちにできるよう改善してほしい ・修理などについて、実態に合わせて判断してほしい

（2）社会生活について

■ 65歳未満で現在働いていない人のうち、これから働きたいと回答した人の割合は、身体 42.4%（前回調査 37.1%）、知的 41.4%（同 41.3%）、精神 51.6%（同 48.1%）、難病 54.5%であり、特に難病患者と精神障がい者の就労への意欲が高くなっています。

また、身体と精神では、これから働きたいという意欲のある人の割合が、前回調査より多くなっています。



■ 働くにあたって充実させてほしいこととして回答が多かった上位3項目は次のとおりです。(この設問は、就労の有無に関係なく回答してもらいました。)

前回の調査と順位の変動はありましたが、働くにあたって重視することは同じでした。

- ① 周囲が自分を理解してくれること (35.8%) (前回調査1位、58.6%)
- ② 障がいにあった職種・業務であること (33.5%) (同3位、52.4%)
- ③ 給料が保障されること (27.0%) (同2位、52.7%)

なお、障がい種別ごとの上位3項目は次のとおりです。

知的及び精神は職場によい指導者がいること、難病は勤務時間の調整ができることなどが求められています。

	身体	知的	精神	難病
①	障がいにあった職種・業務であること (33.3%)	周囲が自分を理解してくれること (49.7%)	職場によい指導者がいること (41.3%)	勤務時間が調整できること (26.4%)
②	周囲が自分を理解してくれること (31.9%)	職場によい指導者がいること (42.6%)	・給料が保障されること ・周囲が自分を理解してくれること (いずれも 40.6%)	周囲が自分を理解してくれること (22.2%)
③	給料が保障されること (23.5%)	障がいにあった職種・業務であること (37.7%)	—	通院・リハビリテーションの時間がとれること (20.8%)

■ 行政機関から知りたい情報として多かったものは次のとおりで、前回調査と同じでした。

- ① 福祉サービスの内容・利用方法に関する情報 (39.5%) (前回調査 50.1%)
- ② 福祉制度に関する情報 (30.8%) (同 47.6%)
- ③ 緊急時、災害時の対応に関する情報 (23.9%) (同 26.4%)

精神では、2番目に「住まい・暮らしに関する相談、情報提供窓口 (31.3%)」、3番目に「就労に関する相談、情報提供窓口 (30.6%)」という回答が多くなっています。

■ 情報を入力したり、周りの人と会話をするうえで困ることとして多かったものは、

- ① 話をうまく伝えられない (20.6%)
- ② 話をうまく理解できない (14.9%)
- ③ わかりやすく説明してくれる人がいない (13.4%) となっています。

視覚障がい者では「音声表示が少ない (55.8%)」、聴覚障がい者では「文字情報が少ない (33.3%)」が最も多い回答でした。

(3) 生活環境について

■ 第4期熊本県障がい者計画の期間中、東日本大震災や熊本広域大水害が発生したことを踏まえ、今回の調査では新たに、災害対策についてお尋ねしました。

在宅の方が避難するに当たり、心配なこととして多かったものは、

- ① ひとりでは避難できない (40.7%)
- ② 適切な避難場所や安全な避難経路がわからない (27.4%)
- ③ 迅速・正確な情報収集ができない (24.9%) となっています。

このほか、「避難支援をだれに求めていいかわからない」が、知的 (28.2%)、精神 (22.3%) では3番目に多い回答でした。

また、避難する際に支援をしてほしいと思う相手としては、「家族、親せき (66.5%)」、「地域の方 (自治会、自主防災組織、近隣等) (37.0%)」、「日ごろから接点のある団体 (福祉事業者、医療機関、障がい者団体、NPO等) (26.7%)」という順番でした。

なお、知的では、「日ごろから接点のある団体」が2番目に多い回答となっています。

■ 外出するときに不便を感じることであったものは、

- ① 歩道や建物に階段や段差が多い (34.9%)
- ② 障がい者用のトイレが少ない (18.9%)
- ③ 障がい者用の施設・設備はあるが、障がいのない人が使っており、使用でき

ないことがある（18.5%）（*今回新規項目） となっています。

いずれの障がいにおいても、①がもっとも多い回答でした。

ほかにも、「障がい者用の駐車場が少ない（17.5%）」、「車いすで利用できる交通機関が少ない（15.2%）」といった回答も多く寄せられています。

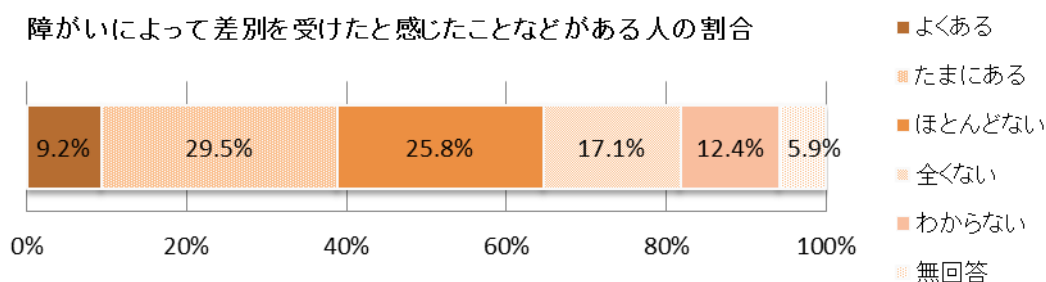
また、視覚障がいのある人で最も多い回答となったものは、「視覚障がい者用の信号機、点字ブロックなどの設備が少ない（62.8%）」でした。

※参考：前回調査

- ① 歩道や公共の建物に階段や段差が多い（33.5%）
- ② 障がい者用のトイレが少ない（18.9%）
- ③ 障がい者用の駐車場が少ない（18.4%）

（4）権利擁護について

■ 障がいによって差別を受けたと感じたこと、あるいは、いやな思いをしたことが「よくある」もしくは「たまにある」と答えた人の割合は、38.7%（前回調査 40.7%）でした。



障がい種別ごとに「よくある」「たまにある」と答えた人の割合は、次のとおりです。

[身体] 39.8%（前回 40.3%） [知的] 44.3% （前回 43.8%）

[精神] 38.1%（前回 36.1%） [難病] 16.7%

「差別を感じた」あるいは「いやな思いをした」場面としては、

- ① 建物や公共交通機関を利用した（利用しようとした）とき（28.6%）
- ② 仕事を探すとき、仕事場（職場環境）（27.9%）
- ③ 就学・進学するとき、学校（学校生活）（25.3%） が多くあげられました。

また、上記3項目のほか、「病院で医療行為を受けた（受けようとした）とき」が、難病で2番目、知的・精神で3番目に多い場面となっています。

障がいによって差別を受けたと感じたことなどがある人の約6割がそのことについて相談をしています。相談した相手としては多い順に、「家族・親族（65.0%）」、「友人・知人（30.0%）」、「施設・病院のスタッフ（30.0%）」となっています。

【差別を受けたと感じた、いやな思いをした具体例】

- ・面と向かって「障がい者のくせに」と言われた
- ・車いすで移動をしていた時、「車いすっていいよね」と言われた
- ・容姿や行動などをジロジロ見られる。何度も振り向かれる
- ・買い物に行くと介助者のみに話しかけられ、疎外感を感じる
- ・映画館やプール、レストラン等で「周囲の方々への迷惑になる」と入場を断られた
- ・歯科、眼科、耳鼻科等バリアフリーでないところが多い
- ・保育園（幼稚園）に入所（入園）を依頼したが、拒否された
- ・障がい特性を理解してもらえない
- ・外見から障がいがあることが分からないため、必要な配慮してもらえない など

■ 成年後見制度の利用については、「利用する必要がない（40.7%）」と考えている人が最も多い回答でした。

一方で、「今後利用することも考えている」「将来的には必要だと思う」といった記述がありました。

■ 「ともに生きる社会づくり」に向けた取組みとして必要に思うことは、

- ① スポーツや文化活動などを通じた障がいのある人と地域との交流（33.2%）
- ② 障がい福祉についての普及・啓発（33.0%）
- ③ 地域で誰もが気軽に集える場の整備（30.2%） となっています。

難病のみ、②と③の回答が一番多くなっています（回答数同数）。

※参考：前回調査

- ① スポーツや文化活動などを通じた障がい者と地域との交流（39.7%）
- ② 障がい者の積極的な社会参加（39.6%）
- ③ 障がい福祉についての普及・啓発（38.8%）

（5）障がいのある子どものための施策について

■ 障がいのある子どもの保護者に「障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要と思うこと」について尋ねました。回答が多かった上位3項目は、

- ① 障がいのある子どものための通所サービスの充実（85.3%）
- ② 早期の障がい発見と支援の開始（82.7%）
- ③ 特別支援学校・特別支援学級の整備（80.0%） となっています。

※参考：前回調査

- ① 早期の障がい発見と支援の開始（62.8%）
- ② 手当や年金制度の充実（59.8%）
- ③ 身近な地域で相談支援が受けられる体制（58.5%）

(6) 障がいのある人のための施策全般について

- 障がい者施策全般に対して望むこと、取り組んでほしいことについて、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

	身体	知的	精神	難病
①	年金や手当などの充実 (49.6%)	年金や手当などの充実 (54.6%)	年金や手当などの充実 (57.5%)	年金や手当などの充実 (47.2%)
②	わかりやすい情報提供 (36.3%)	障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動 (52.5%)	就労の場の確保 (42.5%)	相談窓口の充実 (36.1%)
③	災害時の援護対策 (35.6%)	・わかりやすい情報提供 ・災害時の援護対策 (いずれも 45.9%)	わかりやすい情報提供 (41.3%)	・わかりやすい情報提供 ・災害時の援護対策 (いずれも 31.9%)

前回調査と比較してみると、いずれの障がい（難病を除く）においても、①の項目は今回の調査と同じです。しかし、前回調査では②及び③の項目は次のとおりであり、精神の②を除き、すべて変動しています。

※参考（前回調査）

- [身体] ②利用しやすい公共交通機関の整備 (44.7%)
- ③わかりやすい情報提供 (41.3%)
- [知的] ②福祉施設の整備 (47.5%)
- ③グループホーム・ケアホームの整備 (46.8%)
- [精神] ②就労の場の確保 (40.1%)
- ③利用しやすい公共交通機関の整備 (39.5%)

- ◆ 今後希望するサービスや国・県・市町村に対する意見・要望等について、自由に記述してもらいました。分野別施策ごとにみると、次のとおりとなっています。(分野別に類型化できない意見は除いています。)

	項目	主な内容
①	地域生活支援 (94件)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活においては、地域生活への移行を望む人が多く、グループホームの増設や障害福祉サービスの充実を求める。 ショートステイができる施設を増やして欲しい。(重度障がいがある人の保護者の意見)
②	保健・医療 (21件)	<ul style="list-style-type: none"> 療育サービスの充実や、親亡き後が心配されるため安心して利用できる福祉・医療の充実を求める。 早期発見、早期療育を求める。
③	教育、文化芸術・スポーツ活動 (34件)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の中に、障がい児(者)に対する正しい理解を深めるための機会を増やして欲しい。
④	雇用・就業、経済的自立の支援 (48件)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において、生活費の面で不安を抱いている人が多く、年金制度や各種手当制度など所得保障の充実を求める。 障がい者が働ける職場を増やして欲しい。
⑤	情報アクセシビリティ (16件)	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・コミュニケーションを支援する用具充実を求める。(視覚障がい、聴覚障がいのある人の意見)
⑥	安心・安全 (27件)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に不安がある、具体的な避難方法が分かっていると安心できる。
⑦	生活環境 (27件)	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活において、外出時に不便を感じている人が多く、障がい者用のトイレや駐車場の整備、公共施設のバリアフリーを求める。
⑧	差別の解消及び権利擁護の推進 (29件)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人もない人も安心して暮らせるよう、障がいに対する理解を深める取組みを進めて欲しい。 差別や偏見のない社会を築いて欲しい。

(2) 重症心身障がい児者アンケート調査結果

今後の重症心身障がい児（者）に対する適切な支援策の在り方を検討するうえで、在宅の重症心身障がい児（者）とその家族の生活実態や障害福祉サービスの利用状況等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

県内（熊本市を除く）の在宅の重症心身障がい児（者）に調査票を送付。

●実施時期：平成25年9月～10月

●調査対象者：444人

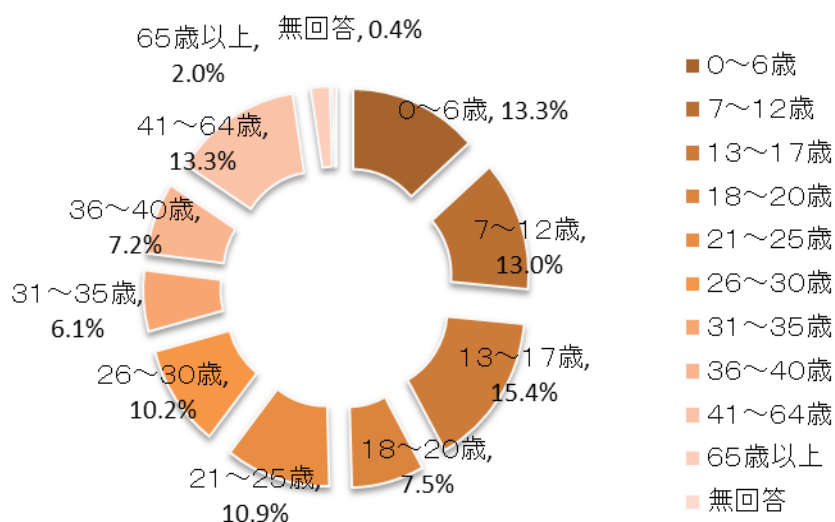
（身体障害者手帳1級もしくは2級（ただし肢体不自由に限る。）と、療育手帳A1もしくはA2を併せ持つ人）

●調査回答者：293人（回収率：66.0%）

[回答者内訳]

◆回答者別 母親233人（79.5%）、父親32人（10.9%）、兄弟姉妹10人（3.4%）、その他14人（4.8%）、不明4人（1.4%）

◆年齢構成



【調査結果】

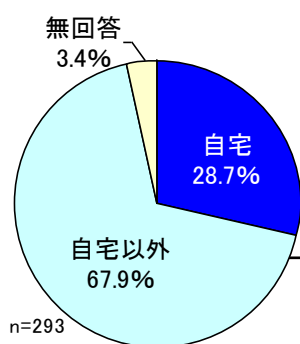
以下、調査結果の概要を抜粋して掲載します。

(1) 重症心身障がい児（者）の現状について

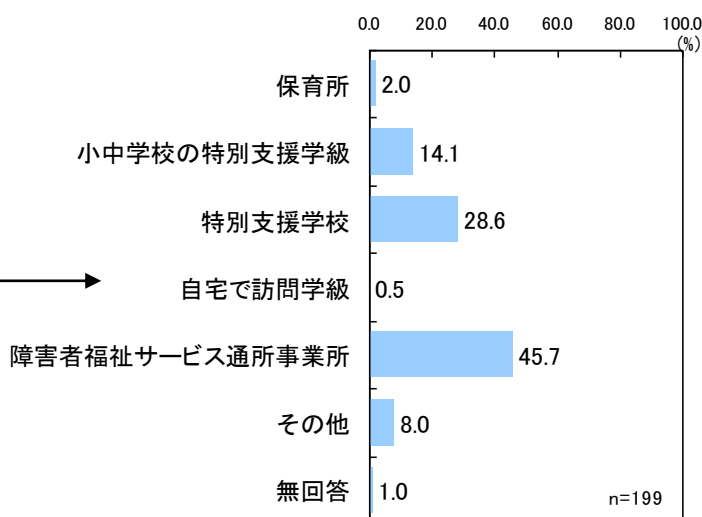
- 「平日の日中の主な生活の場」について尋ねたところ、「自宅以外」の199人(67.9%)が最も多く、これに「自宅」の84人(28.7%)が続いています。

また、「自宅以外」の生活の場の内容をみると、「障害福祉サービス通所事業所」の91人(45.7%)が最も多く、以下「特別支援学校」の57人(28.6%)、「小中学校の特別支援学級」の28人(14.1%)の順で割合が高くなっています。

<日中の主な生活の場>

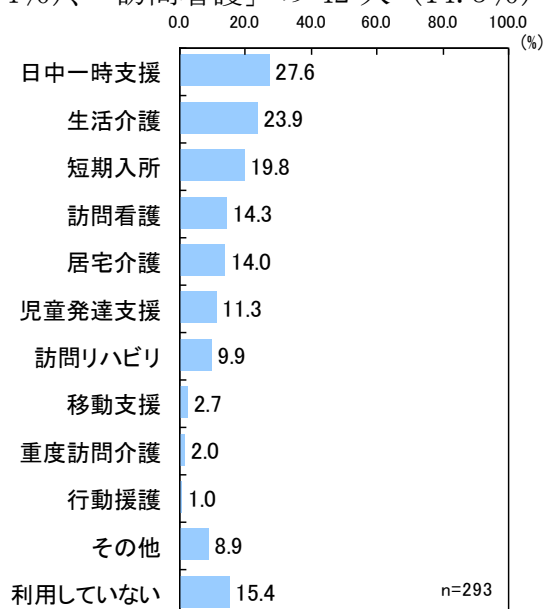


<自宅以外の生活の場>

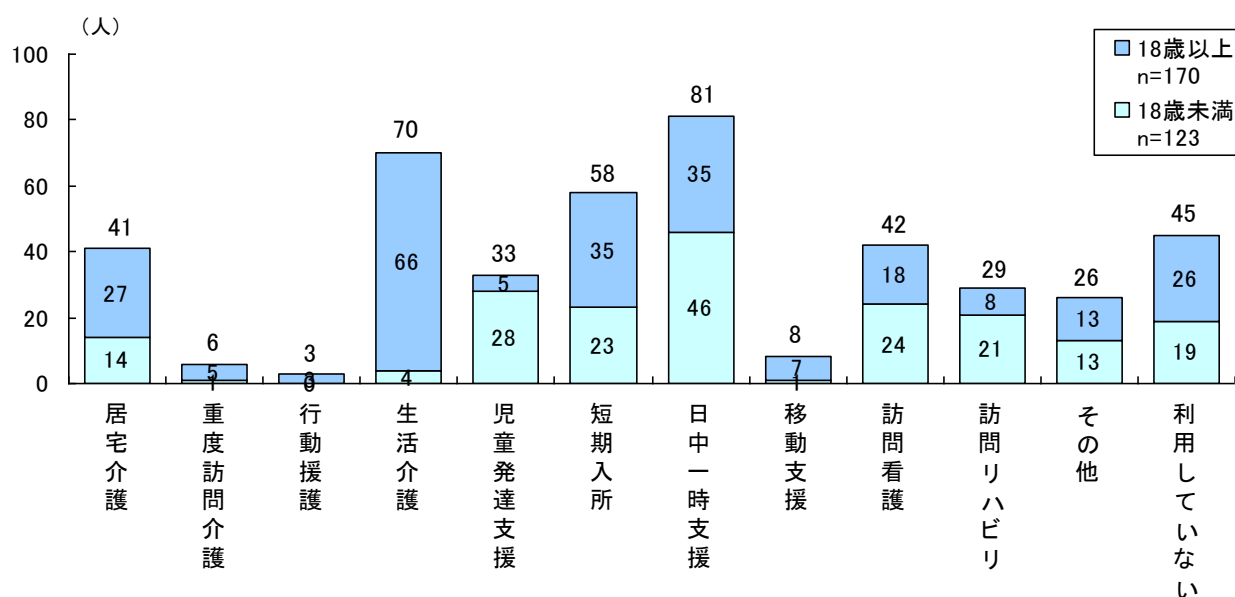


- 障害福祉サービス等の利用状況(平成25年6月時点)について尋ねたところ、「日中一時支援」の81人(27.6%)が最も多く、以下、多い方から「生活介護」の70人(23.9%)、「利用していない」の45人(15.4%)、「訪問看護」の42人(14.3%)の順となっています。

<全体>



＜障がい児（18歳未満）・障がい者（18歳以上）別＞

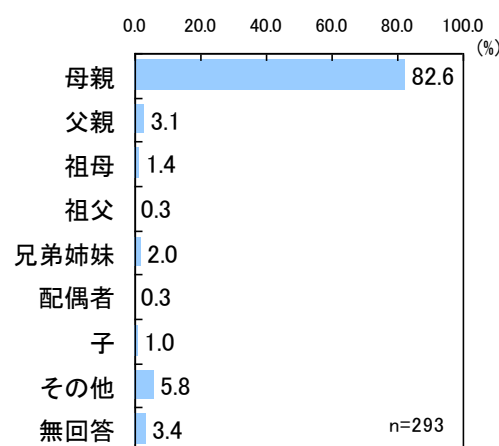


(2) 家族・介護者の状況等について

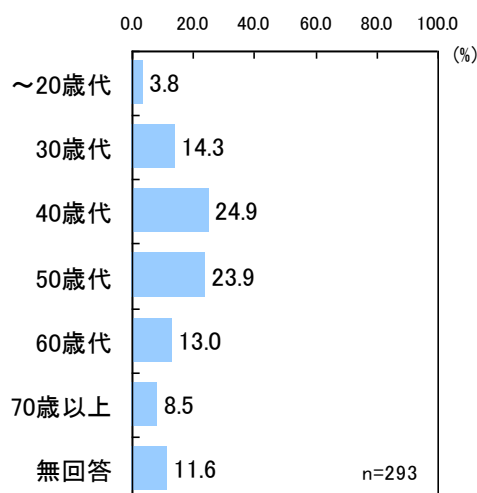
■ 主として介護・看護を行う人について尋ねました。

主な介護・看護者としては、「母親」の242人(82.6%)が最も多く、障がい児者別にみると、18歳未満の障がい児では「母親」の割合が18歳以上の障がい者と比べ18.8ポイント高くなっています。

＜主な介護・看護者＞

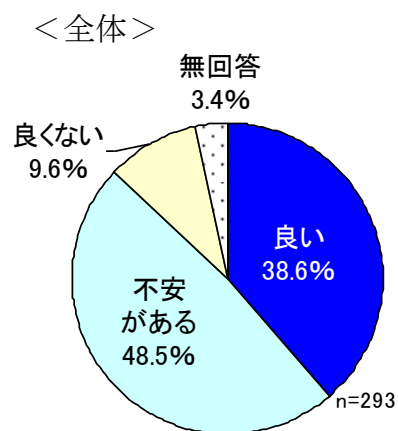


＜主な介護・看護者の年齢＞



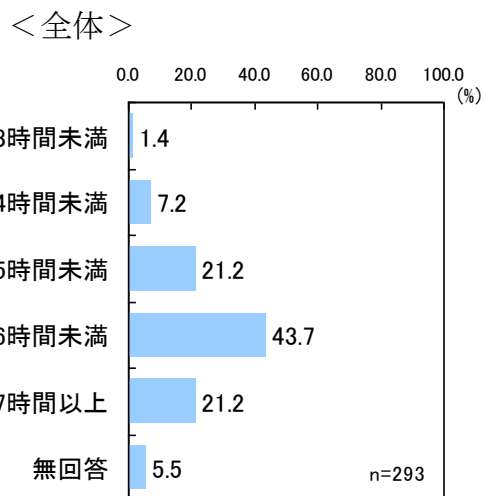
主な介護・看護者の年齢をみると、「40歳代」の73人(24.9%)が最も多く、これに「50歳代」の70人(23.9%)が続いています。

- 主な介護・看護者の健康状態を尋ねたところ、「不安がある」の142人（48.5%）が最も多く、これに「良い」の113人（38.6%）が続いています。

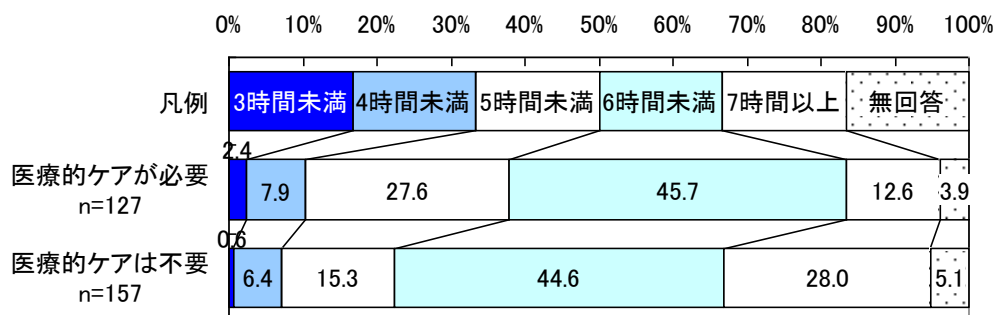


- 主な介護・看護者の睡眠時間を尋ねたところ、「6時間未満」の128人（43.7%）が最も多く、これに「5時間未満」と「7時間以上」の62人（21.2%）が続いています。

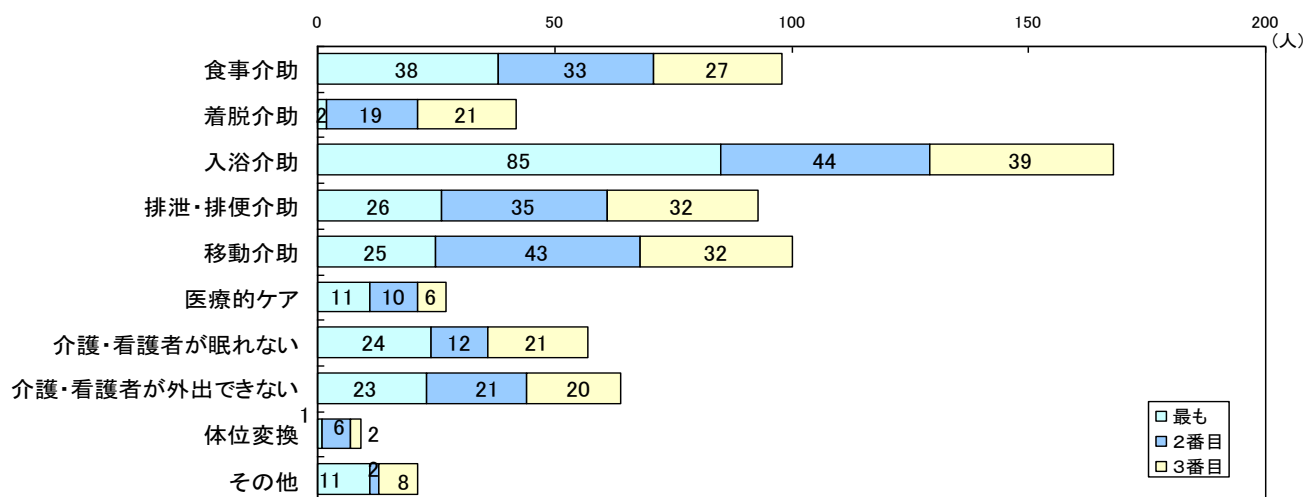
医療的ケアの有無別にみると、医療的ケアが必要な層では「5時間未満」の割合が医療的ケアが不要な層と比べ12.3ポイント高くなっています。



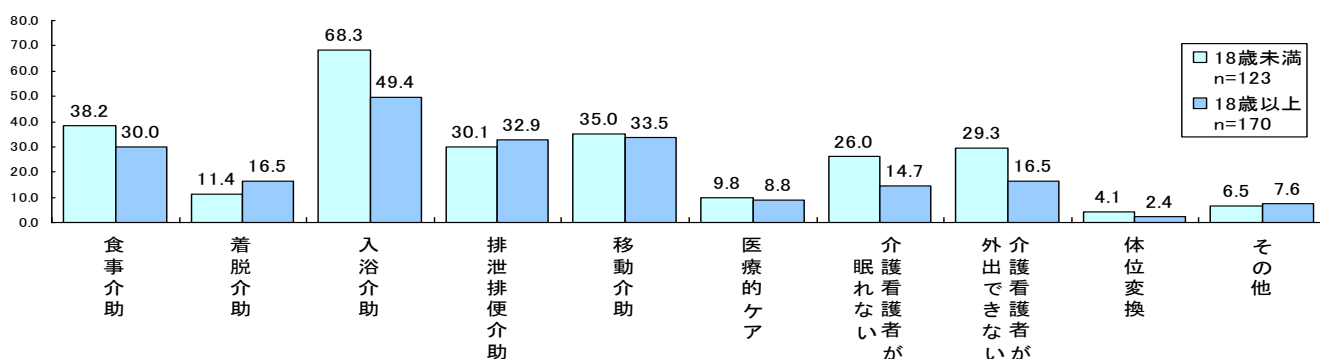
<医療的ケアの有無別>



■ 主な介護・看護者が介護をするうえで負担だと感じていることについて尋ねたところ、最も負担に感じることとしては、「入浴介助」の85人（29.0%）が最も多く、これに「食事介助」の38人（13.0%）、「排泄・排便介助」の26人（8.9%）、「移動介助」の25人（8.5%）が続いています。これらの項目については、2番目に負担に感じること、3番目に負担に感じることも上位となっています。

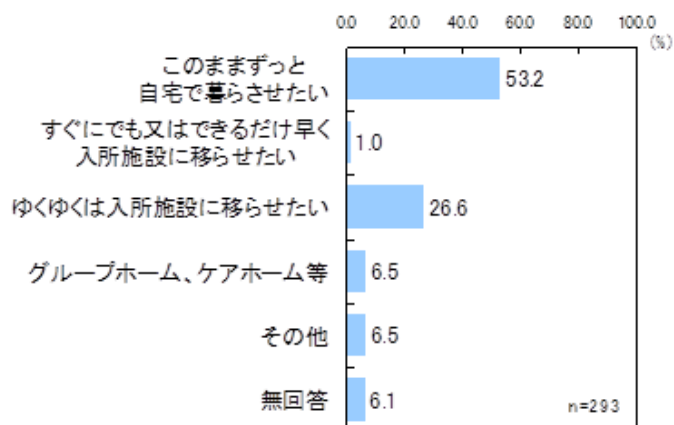


障がい児者別に負担に感じること（最も+2番目+3番目）をみると、18歳未満の障がい児では「入浴介助」、「介護看護者が眠れない」、「介護看護者が外出できない」の割合が、18歳以上の障がい者と比べ極めて高くなっています。

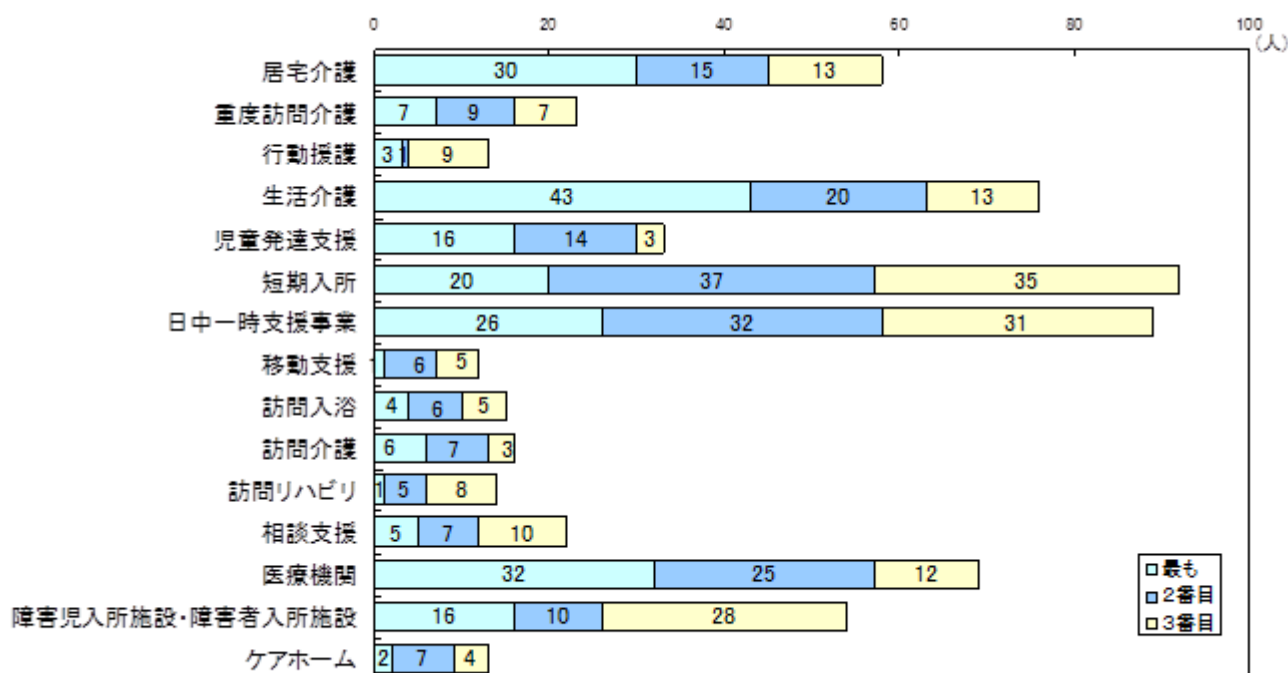


(3) 今後の生活に関する意向について

- 今後の本人の生活に関する意向について尋ねたところ、「このままずっと自宅で暮らさせたい」の156人(53.2%)が最も多く、これに「ゆくゆくは入所施設に移らせたい」の78人(26.6%)が続いています。



- 自宅生活を送るうえで必要とされるサービスの種類について尋ねたところ、選択率の高いサービスとしては、「短期入所」の92人(31.4%)が最も多く、これに「日中一時支援事業」89人(30.4%)、「生活介護」76人(25.9%)、「医療機関」69人(23.5%)が続いています。



(3) 強度行動障がい児者アンケート調査結果

今後の強度行動障がい児（者）に対する適切な支援策の在り方を検討するうえで、施設入所及び在宅の強度行動障がい児（者）の生活実態等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

強度行動障がい児（者）が利用していると思われる県内の障がい児（者）の入所施設及び通所サービス事業所等に調査票を送付。

●実施時期：平成25年9月～10月

●対象者：「強度行動障害特別処遇加算費について」（平成24年8月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく実施要綱に定める判別指針により採点した結果が10点以上の児者

●調査対象施設等：352施設

（入所施設〔障害者入所施設、障害児入所施設〕、通所サービス事業所〔生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所〕、病院〔独立行政法人国立病院機構菊池病院、独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院〕）

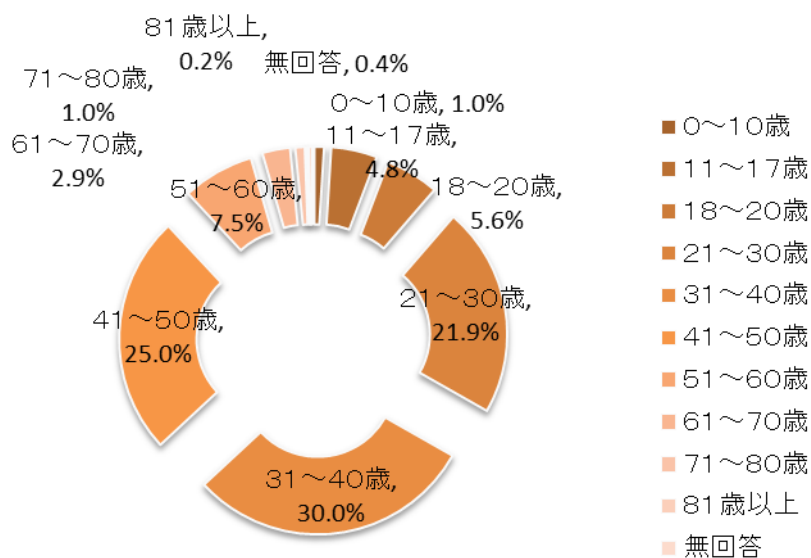
●調査回答数：58施設480人

（該当者のいる58施設等から480件の回答）

[該当者内訳]

◆利用施設別 入所施設 276人（57.5%）、通所サービス事業所 136人（28.3%）、病院 68人（14.2%）

◆年齢構成



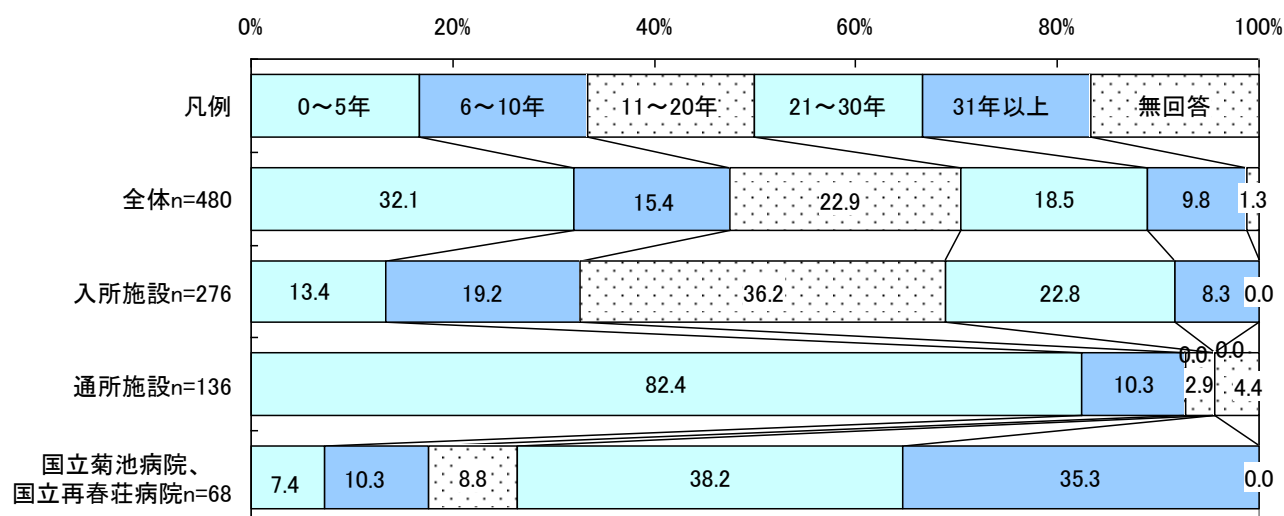
【調査結果】

以下、調査結果の概要を抜粋して掲載します。

(1) 強度行動障がい児（者）の現状について

■ 強度行動障がい児（者）の施設等の利用期間について尋ねました。

全体では「0～5年」154人（32.1%）が最も多く、これに「11～20年」の110人（22.9%）が続いています。



(2) 施設職員等の対応状況等について

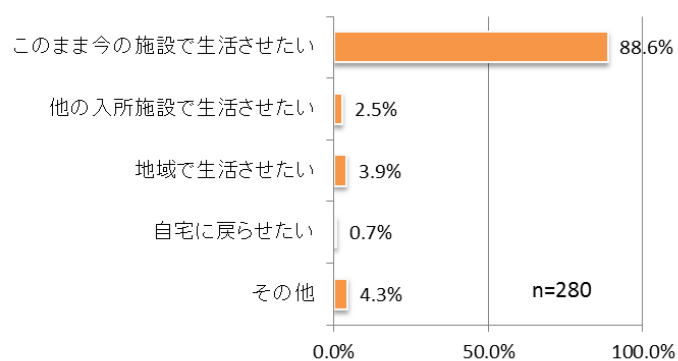
■ 強度行動障がい児（者）のパニック等の発生や対応について尋ねました。（複数回答可）

ここ1年でパニック等の発生があった138人（全体の40.2%）に、パニック等があった場合に対応した支援員の人数について尋ねたところ、「支援員2人」の96人（69.6%）が最も多く、これに「支援員1人（マンツーマン）」の56人（40.6%）、「支援員3人」の44人（31.9%）が続いています。

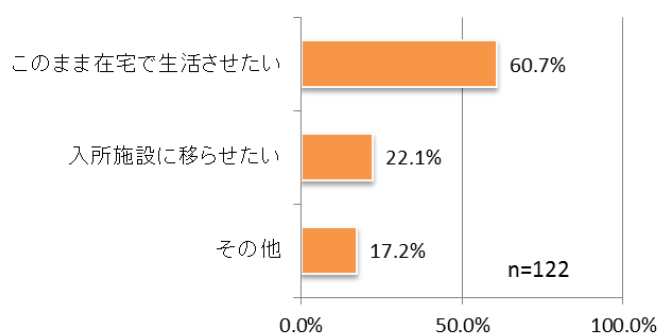
(3) 今後の生活に関する意向について

■ 強度行動障がい児（者）の生活の場について、保護者の希望について尋ねたところ、入所施設利用者では「このまま今の施設で生活させたい」の248人（88.6%）が最も多く、通所サービス事業所利用者では「このまま在宅で生活させたい」の74人（60.7%）が最も多くなっています。

保護者の希望(入所施設利用者)



保護者の希望(通所サービス事業所利用者)



(4) 障がい者団体との意見交換結果

アンケート調査の実施とともに、障がい当事者団体や家族団体からも、障がい者施策などについて、直接、意見をお聴きしました。意見交換結果は、分野別施策の構成に沿ってまとめています。

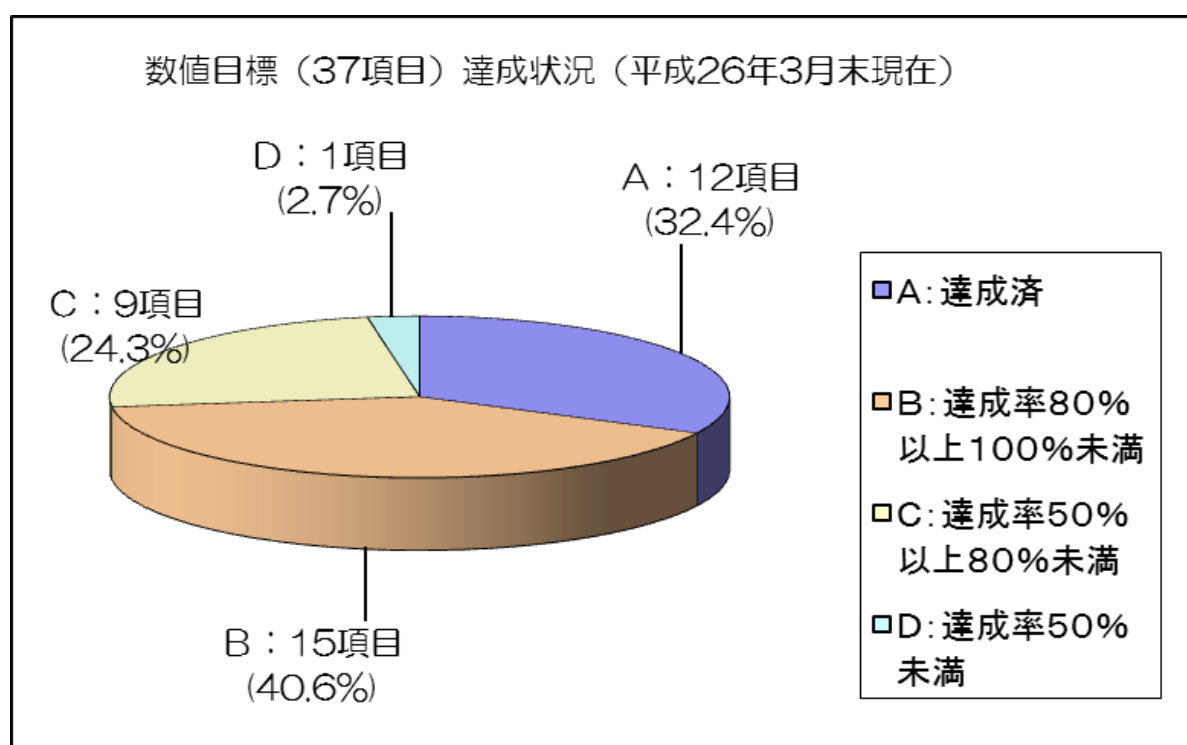
- 実施時期：平成26年7月～8月
- 対象団体：計33団体

	項目	主な内容
①	地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」が心配。常時見守りが必要なため、グループホームでの自立した生活が容易でなく、施設での生活が必要な人が数多くいる。 ・ホームヘルパー等の人材確保・資質向上に取り組んで欲しい。 ・相談支援について、家族会にしかできないこともあり、「家族支援」の観点を設けて欲しい。
②	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービスや児童発達支援等の療育サービスを充実して欲しい。 ・重症心身障がい児（者）医療費の助成制度の継続を望む。
③	教育、文化芸術・スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個別教育支援計画の内容について、学校と家庭で共有し、定期的に検証のうえ必要に応じて見直すシステムが必要。 ・特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図って欲しい。 ・2020年東京パラリンピックに向け、選手の発掘・育成ができないか。
④	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の継続には、事業主の障がい特性への理解が必須。 ・臨時的雇用後に確実に就労へ結びつく取組みをして欲しい。 ・障害者優先調達推進法が施行されたが、いまだ工賃を出すために苦慮。県のみならず一般企業の支援・理解が必要。
⑤	情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者などのコミュニケーションを支援する人材の育成・確保に取り組んで欲しい。 ・コミュニケーションボード、ヘルプカード等を活用した意思疎通支援の啓発をして欲しい。
⑥	安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた、避難所での配慮・準備をお願いする。 ・ハートフルパス制度について、協力施設の理解が不足しているところがある。また、絶対数が足りない。
⑦	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化を進めて欲しい。 ・ノンステップバスの数を増やして欲しい。
⑧	差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の啓発活動の進捗がみえない。 ・同条例について、特に合理的配慮に対する県民の理解度が低い。 ・思考が柔軟な年齢の子どもたちに対する障がいへの理解促進のための啓発に力を入れて欲しい。

Ⅵ 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の総括

(1) 数値目標の達成状況

第4期計画策定から3年を経過し、計画期間が残り1年となった平成25年度末現在における数値目標の達成状況は、次のとおりです。



(注) 平成25年度末の実績が出ていない1項目は、平成24年度末時点の実績の達成率を引用。

数値目標37項目のうち、「入所施設の定員数の削減数（平成18年度からの累計）」や「ハローワークにおける障がい者の就職件数」など12項目が既に目標を達成しています。

また、「1年未満入院者（精神障がい者）の平均退院率」や「グループホームの利用定員数」など15項目が、達成率80%以上となっています。

このように、計画期間を1年残す中で、全体の73.0%にあたる27項目が達成率80%以上となっており、全体として、計画期間中の取組みは概ね順調に成果が現れていると言えます。

(2) 分野別施策ごとの施策の実施状況

第4期計画の分野別施策ごとに、数値目標の達成状況を踏まえながら、主な成果と今後の方向性は、次のとおりです。

施策項目Ⅰ 保健・医療及び地域生活支援体制の充実

【施策の概要】

障がいのある人が、自らが希望する地域で安心して生活ができるよう、「保健・医療体制の充実」や「地域生活支援の充実」、「相談支援体制の充実」、「新たな障がい（発達障がい、高次脳機能障がい）に対する支援」、「福祉人材の養成・確保」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 本人や家族等からの電話相談を受け、必要な助言や緊急度に応じた受診先の紹介などを24時間365日対応で行う精神科救急情報センターを設置
- ◆ 入所施設の定員数の削減数（平成18年度からの累計）について、数値目標を達成（平成25年度末累計削減数：422人）
- ◆ 地域移行の受け皿となるグループホームの定員数が、4年間で約1.8倍に増加（平成25年度末利用定員数：2,319人）
- ◆ 特別支援学校に看護師を配置するとともに、新たに人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業を開始
- ◆ 新たに県南部に発達障がい者支援センターを設置（熊本市が設置した1か所を含め、県内3か所体制に拡充）

数値目標達成状況

数値目標19項目中、達成率80%以上（A、B）が12項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
1	A	重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	5	6	6 (H23末)	100.0%
2	C	地域生活に移行した施設入所者数	累計人数	374	731	1,020	71.7%

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
3	B	1年未満入院者の平均退院率	割合	—	72.7% (H24末)	77%以上	94.4%
		5年以上かつ65歳以上の精神障がい者退院者数	累計人数	—	313	288人以上	108.7%
4	A	入所施設(施設入所支援)の入所定員の削減数(平成18年度からの累計)	人数	37	422	340	124.1%
5	B	グループホーム・ケアホーム	利用定員数	1,306	2,319	2,363	98.1%
6	C	ホームヘルプ	年間利用延べ時間	401,269	506,066	732,930	69.0%
7	C	ショートステイ	年間利用延べ日数	21,840	31,938	44,628	71.6%
8	C	生活介護	利用定員数	1,477	4,296	6,414	67.0%
9	D	自立訓練(機能訓練)	利用定員数	52	37	99	37.4%
10	C	自立訓練(生活訓練)	利用定員数	264	382	548	69.7%
11	A	就労移行支援	利用定員数	431	757	655	115.6%
12	A	就労継続支援(A型)	利用定員数	784	2,220	1,680	132.1%
13	C	就労継続支援(B型)	利用定員数	1,682	2,908	4,050	71.8%
14	B	児童デイサービス	年間利用延べ日数	42,956	61,910	64,656 (H23末)	95.8%
15	A	療養介護	利用定員数	72	753	676	111.4%
16	A	計画相談支援利用者数	年間利用者数	—	14,353	2,717	528.3%
17	A	福祉サービス第三者評価受審事業者件数(障がい福祉関係)	件数	23	55	43	127.9%
18	B	ペアレントメンター登録数	人数	—	24	25	96.0%
19	B	発達障がい支援者養成講座修了者	人数	—	81	100	81.0%

【課題・今後の方向性】

- 入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活移行に向けた取組みは着実に進みましたが、障がい者が希望する地域で安心して暮らしていくためには、引き続き居住の場の確保とともに、障害福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の負担軽減を図る取組みは進んだものの、医療的ケアが必要な障がい児(者)を受け入れる医療型短期入所事業所が少ないことから、引き続き福祉施設や医療機関との連携により、レスパイト・ケアの充実に取り組む必要があります。
- 発達障がい児(者)に対する支援体制は充実が図られつつあるものの、発達障が

いを診断・診療する医師が不足していることから、発達障がい児（者）の医療体制の整備に取り組む必要があります。

施策項目Ⅱ 安心して暮らせる社会環境の整備

【施策の概要】

障がいのある人が生涯にわたって多様なライフスタイルに応じ、安心して生活し、社会的活動への参加ができるよう、「教育の充実」や「雇用・就労の促進」、「情報・コミュニケーションの支援」、「スポーツ・レクレーション・文化活動の支援」、「安全対策の推進」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 障がいのある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合について、数値目標を達成（平成25年度末作成率：89.1%）
- ◆ 障がい者の就業面・生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを新たに1か所設置（県内6か所体制に拡充）
- ◆ 県内全市町村が災害時要援護者避難支援計画（個別計画）を策定

数値目標達成状況

数値目標9項目中、達成率80%以上（A、B）が8項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
20	A	個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合	%	72.3	89.1	82.0	108.7%
21	B	法定雇用率達成企業の割合	%	58.0	51.5	63.0	81.7%
22	A	障害者就業・生活支援センターの登録者数	人数	1,241	2,409	1,600	150.6%
23	A	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,048	1,950	1,500	130.0%
24	C	障がい者委託訓練事業の受講者数	人数	82	70	100	70.0%
25	A	一般就労に移行した施設利用者数	年間人数	80	155	110	140.9%
26	B	視聴覚障がい者のための通訳(翻訳)者数	人数	1,696	2,006	2,010	99.8%
27	B	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	1,944	2,041	2,200	92.8%
28	A	災害時要援護者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	13	45	45 (H25末)	100.0%

【課題・今後の方向性】

- 幼稚園・学校における個別の教育支援計画の作成率については数値目標を達成したものの、すべての幼児児童生徒に対する計画の策定には至っておらず、また、計画の引継ぎが十分とは言えない現状であることから、今後は、一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が図られるよう、取組みを推進する必要があります。
- 障がい者が地域で自立した生活を続けられるよう、一般就労の促進及び職場への定着を図るための取組みを引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップ等の取組みをより一層推進する必要があります。
- 平成25年4月に障害者優先調達法が施行されたことから、市町村と連携し、全県的に官公需発注を推進していく必要があります。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援する人材の養成など、コミュニケーション支援の充実に取り組みする必要があります。
- 災害対策基本法の改正に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される障がい者等の避難支援計画（個別計画）の策定を促進するなど、災害時における障がい特性に応じた支援体制の充実に取り組みする必要があります。

施策項目Ⅲ 住みやすい生活環境の整備

【施策の概要】

障がいのある人が安全かつ円滑に利用できるよう、「住宅・建築物の整備」や「道路・都市公園等の整備」、「旅客施設・公共車両等の整備」、「外出・移動支援」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 県営住宅におけるUD対応住宅の割合が増加（平成21年度末：15.1%→平成25年度末：22.5%）
- ◆ 県内の歩道整備や都市公園（園路・トイレ・駐車場）のバリアフリー化が進展
- ◆ 宿泊事業者、小売・飲食事業者及び交通事業者を対象に、障がい特性の理解促進や障がい特性に配慮した対応方法等の研修を行うハートフルサポーター育成事業を実施（平成23年度から平成25年度までの参加者数（累計）：352名）

数値目標達成状況

数値目標7項目中、達成率80%以上（B）が5項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
29	C	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	90.0	71.3	100	71.3%
30	B	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,527	1,942	2,000	97.1%
31	B	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	15.1	22.5	25.8	87.2%
32	B	県が管理する道路のうち、整備計画地区における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	84	87.5	100	87.5%
33	C	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	10.9	15.7	30.0	52.3%
34	B	移動支援事業実施市町村数	市町村	34	36	45	80.0%
35	B	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	869	1,600	1,900 (H28末)	84.2%

【課題・今後の方向性】

- 障がい者が安心・安全な生活を送れるよう、住宅・建築物については、建築部門と福祉部門が連携し、普及啓発などを通じて更にUD化を進めるとともに、道路・都市公園については、緊急性や優先度の峻別を行いながら、引き続きバリアフリー化を進める必要があります。
- 障がい者が外出しやすいまちづくりを進めるため、ハード面の整備とともに、ハートフルサポーター育成事業等のソフト面の取組みを拡充する必要があります。

施策項目Ⅳ 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり

【施策の概要】

障がいのある人もない人も「ともに生きる社会」づくりに向けて、「障がい者の権利擁護」や「ボランティア活動の支援」、「交流活動の促進」を掲げた分野です。

【平成23年度～平成25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、平成24年4月から全面施行（全国で4番目の制定）

- ◆ 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に合わせ、熊本県障害者虐待防止連絡会議を設置して関係機関と連携を図るとともに、法の周知や的確な対応のため、障害福祉サービス事業所や市町村等の障がい福祉に関係する機関に対して研修を実施
- ◆ 地域の交流拠点となる「地域の縁がわ」の箇所数が、4年間で2倍以上増加（平成25年度末箇所数：443箇所）

数値目標達成状況

数値目標2項目中、達成率80%以上（B）が2項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
36	B	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	%	37.3	37.2	42.0 (H28末)	88.6%
37	B	地域の縁がわ 箇所数	箇所	200	443	500 (H27末)	88.6%

【課題・今後の方向性】

- 障害者差別解消法の制定に先駆けて条例を制定・施行するなど、共生社会の実現に向けた取組みが進んだものの、県民の条例の認知は十分ではなく、「合理的配慮」などの新しい概念について県民の理解が十分に広がっていないことから、条例及び平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。
- 障がい者の虐待防止に向け、強度行動障がいのある利用者に対する支援方法等の研修など、施設関係者等に対する支援を充実させる必要があります。
- 障がい者の権利を擁護し、障がい者が適切な医療、介護、福祉サービスなどを受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度の周知啓発・利用促進を図る必要があります。

Ⅶ パブリックコメントの結果

パブリックコメント実施後に整理予定

